

## ●香川県監査委員公表第13号

令和3年6月28日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年9月14日

香川県監査委員 木下典幸  
同 大西均

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

高松市 氏名（略）

高松市 氏名（略）

#### 2 請求書の提出

令和3年6月28日

#### 3 請求の内容

（以下、令和3年6月28日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

##### （1）香川県知事に対する措置請求の要旨

香川県知事が令和元年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

##### （2）措置請求の理由

###### ア 裁判例の全国的状況

愛知県議会政務調査費返還請求住民訴訟の最高裁判決（平成28年12月15日）は、愛知県議会議員の事務所賃料等の政務調査費の支出について、具体的に政務調査活動に対する支出であることの証明がなされていないとした名古屋高裁判決を支持したものである。これは、議員の政務活動を極めて広範なものとし、具体的に議員活動に活かされていないものまでも調査研究活動であるとするこれまでの多くの議会で行なわれている解釈にノーを突きつけ、政務活動の支出の適否に関して市民感覚こそ正当であることを示したものである。

なお、全国の裁判例を見ると、ほぼ一致して以下の考え方をとっている。

（ア） 個々の会合等の県政・市政との関連性が一見して明白でない場合には、その会費や参加のための交通費の支出は、外形的に、政務調査（活動）費の支出として適正ではないと一応推定される。

（イ） （ア）の推定に反し、当該支出が使途基準に適合していることを主張する者は、会合等の内容を明らかにし、会合等が調査研究のための活動であることを具体的に主張立証することを要する。

（ウ） 飲食を伴う会合の会費の支出は、定形的に「議員の調査研究に資するため必要な費用」ではないと推認され、必要と主張をする者（被告）の側で、「議員の調査研究等として社会通念上必要なものであると認めるに足りる特段の事情」を主張立証することを要する。

上記「特段の事情」の主張立証は、①懇親会等において議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたこと、②飲食をしながら会合するべき必要性があったこと、など具体的であることを要する。

（エ） 子ども会、ソフトボール大会等の「会費」の支出は、定形的に「議員の調査研究に資

するため必要な費用」ではないと推認され、必要と主張をする者（被告）の側で、「議員の調査研究等として社会通念上必要なものであると認めるに足りる特段の事情」を主張立証することを要する。

(オ) 反証は「反証として意味を持ちうる程度に具体的」（仙台高判）であることを要し、「情報を知ることができ、有益であった」（盛岡地判）程度では足りない。

上記の考え方はほぼ定着していると言えるが、さらに、請求人が提訴していた本県議会の平成25年度政務活動費について、本年4月20日、高松地裁が地域の会合やイベント等で配られたいわゆる「意見交換会費」のほとんどすべて、約1,580万円を違法と認定し、約970万円の返還を求める判決（以下、「高松地裁判決」という。）を下したところである。控訴に藁をもすがる議員や知事とは一線を画すべき監査委員には、この高松地裁判決をこそ基準にしていいただきたい。

さらに、今回の監査請求にあたっては、査定表に領収者の住所欄（自治体名）も追加して、選挙区内の団体への支出であることも明示したところである。菅原一秀前経産相が略式起訴され罰金と公民権停止の略式命令を出された前例を、しっかり踏まえて厳正な監査をお願いするものである。

本県においては、すべての領収書添付が義務付けられた平成25年度分以降、毎年度、住民監査請求を行い、前述の通り平成25年度分については住民訴訟にも及んだところであるが、一部の議員連盟の高額会費支出が見られなくなったり、一会派の会派共同政務活動費の支出がなくなったりしたものの、議会としての政務活動費マニュアル見直しについての議論は全く行われていない。

#### イ 支出の査定基準

議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば、「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、政党活動、選挙準備活動の要素もある。

従って、個々の議員の一つひとつの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

①当該支出に係る活動の全体が、「政務活動」に係る支出として適切と判断されるものは全額認め、

②当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認めず、

③当該支出に係る活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50%で認めるとする。

④車のリース料については、岡山市議会の政務活動費について、「個人資産形成につながる自動車リース料を政務活動費から支出することは違法」とする判決が2020年9月10日、広島高裁岡山支部において下されたため、今回、新たに追加したものであり、全額を認めない。

## ウ 査定の結果

上記の一般基準に基づき、香川県議会議員が令和元年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書等に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の記載の支出は、適切なものと認められない。

(ア) 高松地裁判決が違法と認定した支出と同様の「意見交換会費」。公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの、個人の立場で入会している団体の会費、年会費を含む。(否認額9,819,600円)

全ての領収書の添付が義務づけられるようになった平成25年度分の支出から比較すると減少はしたものの、22名の議員、元議員について1,480件、総額9,819,600円が、会費が明確に設定されていない会合等(地元自治会や各種団体の会合やお祭り、趣味の会等)に出席し、「県政に関する意見交換会会費」もしくは「県政報告会費」等の名目で支出されている。

多くの場合、自分で準備した領収書を持参しているが、そのことは他の参加者が参加費を求められていないことを示している。会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄付行為に該当するとして、政務活動費マニュアルで禁止している議会もある中で、このような支出は、全国の議会においても特異な支出である。

令和元年度も「意見交換会費」を支出している議員の支出先、および支出のあり方は、「高松地裁判決」が対価性や、県政との関連性等に鑑み、違法と認定した案件とほとんど変わっていない。

また、領収書発行者が飲食店となっているもの、私企業や、神社、宗教団体となっているもの、祭りの際の寄付や国会議員の後援会活動と推認されるもの、同じ団体に何度も支出したり、数日の間に同一団体に再び支出したりしている例もある。

なお、請求人らは、菅原一秀前経産相の公職選挙法違反事件を受けて、香川県議会議員の平成30年7月以降の選挙区内への「意見交換会費」について、高松地方検察庁に告発状を提出したところである。香川県議会のこのような政務活動費支出のあり方を是認することは公職選挙法を骨抜きにし、本県の政治風土にとって極めて有害であるから、厳しい監査を求めて全額を否認する。

(イ) 用途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出(否認額8,134,564円)

多額の支出であるにもかかわらず、これらの政務活動の中身については、収支報告書に添付された報告書では具体的な支出内容・調査内容ともに不明である。

会派への支出は、議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分する必要がある。会派が支出した用途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の用途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められず、全額を否認する。

平成25年、26年、27年、28年、29年、30年度分の住民監査請求結果における「議会に対する要望」で、監査委員は6年間続けて「会派に政務活動費が交付された場合は、収支報告書等の提出を求められていることとの均衡上、「会派等の収支報告書等の提出について前向きに検討し、透明性の確保に努められたい」と要望しているにもかかわらず、全く検討

も改善も行われていない。

(ウ) 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費

(否認額5,091,833円)

公費を使う以上、政務活動費を使った視察等についても、どこに行つて、どのような調査をし、どのような成果があつたか、また、誰に何を陳情要請し、その結果がどうであつたかについて報告することが当然求められる。例えば、高松市議会では詳しい報告書の提出が義務付けられ、収支報告書や領収書類とともに高松市議会のホームページで公開されている。香川県議会のように領収書添付用紙にメモ書きした程度のもものでは報告とは言えない。監査委員も監査結果の中で何度も県議会に要望しておられるように視察や研修に係る報告書等の提出を義務付けるべきである。

今回は、旅費だけでなく、研修内容やその成果についての報告のない研修会参加費も否認対象とした。

岡野朱里子議員は、ホテル代に、県職員の旅費規程の宿泊料を大きく上回る1泊20,000円も支出しているケースが2件もあつた。しかも、そのうちの1件はビジネスホテルであり、通常の宿泊費だけで20,000円もかかるとは思えない。飲食代金などが含まれている可能性もあり、全額否認する。

また、議員の海外視察に対する批判が高まつたせいか、令和元年度は議決を必要としない政務活動費での海外視察が増えている。ウラジオストク視察や台湾のランタンフェスティバルには議員が複数名で参加しており、氏家孝志議員のように、タイ、ミャンマー、台湾(2回)と何度も出かけている議員もいる。しかしながら、詳しい報告書は提出されておらず、議会でその視察を踏まえた政策提案もされていない。

17名の議員の145件の旅費、総額5,091,833円について、適法な政務活動費の支出とは認められず全額を否認する。

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等(否認額4,076,895円)

各月の走行距離から1kmあたり37円を申請している。その場合、申告した走行距離はあくまで自己申告となっており、香川県議会政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、走行距離を記入する「政務活動費走行台帳」(参考様式第4号)の作成を求めているが、それらが公開されていない。何の目的でどこに行つたのか不明である以上、全額を政務活動費から支出することは認められず、2分の1を否認する。

(オ) 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかどうか不明なもの

(否認額27,550,724円)

主に人件費に関する支出であるが、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず、勤務実態を証明するものがなく不明であることから、全額適法な支出と認められない。何人かの議員について県民から勤務実態がないのに人件費を支出しているのではないかという指摘が寄せられている。

鳥取県議会では、人件費の支払い先の個人名が黒塗りとされるとチェックができず、税金で親族に人件費を払っているのではないかと、という県民の誤解を招かないよう、より透明性を高めるために個人情報黒塗りを廃止している。

香川県議会においても、雇用実態がなく実際は支払っていないのではないかと、などという不信感を抱かれないためにも、鳥取県議会のように人件費支払先の黒塗りを廃止すべき

である。

人件費支出先の情報が県民に明らかにされれば、県民の多くの目で支出の適否がチェックされるため、違法不当な支出を防げるはずである。

(カ) 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの（否認額8,572,773円）

主に、広報紙作成費、事務所費（光熱水費も含む）に係る経費等の支出である。これらは、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もある。とりわけ、広報紙作成費については、すべての議員が成果物の添付をしていないため内容が不明であり、「政務活動」と認められるかの判断ができない。

議員の宣伝にあたる顔写真やプロフィールの部分への政務活動費支出については、平成27年度尼崎市議会の会派広報紙について、一昨年8月28日に大阪高裁で返還命令が出され、昨年3月24日に最高裁で確定している。この判決を踏まえ、尼崎市監査委員は昨年6月19日、昨年度の同様の支出に対して返還勧告を出した。

少なくとも顔写真やプロフィール、大書した名前、政党活動に関わる記事、県政に直接関係の無い記事は、公費支出すべきではなく、按分による支出にすべきである。自主的に按分しているもの以外は、2分の1のみ認めることとする。

事務所については、谷久浩一議員、宮本欣貞議員が、政務活動専用の事務所であるとして、全額を政務活動費から支出しているが、議員の活動が政務活動とそれ以外の活動が混在しているため、政務活動以外を一切行わないというのはいえない。したがって、2分の1のみ認めるものとする。

なお、按分されたものであっても、事務所の使用実態や家賃の支払先との関係、家賃が適正な金額であるかどうか等について、県民から問題視する情報が寄せられたケース等については（キ）の項目に分類し、全額否認した。

事務所費についても、領収書や事務所の使用実態のわかる文書をインターネット公開することによって、多くの県民の目でチェックできるようにする必要がある。

(キ) 自家用自動車のリース料、その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの（否認額12,775,958円）

自家用自動車のリース料については、これまでも必要以上に高級な車両をリースして多額のリース料を政務活動費から支出していることに対する批判や、「リース期間終了後または途中で、有償、無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」としている規定の実効性への疑問が呈されてきたところである。ほとんどのすべての議員が自家用車を所有し、日常的に使用している本県では、新たに政務活動のために車をリースする必要性はない。広島高裁判決を踏まえ、本県議会の政務活動費マニュアルの早急な見直しが求められるところである。よってイ支出の査定基準④に述べた通り、自家用自動車のリース料は、21名の議員の総額8,121,254円を否認する。

また、上記分類以外で、以下のような実態の不明な事務所費、自らが経営する企業への支出、公職選挙法に抵触する年賀状への支出、県政と関連のない書籍代等については、適切な支出と認められず、全額を否認する。

石川豊議員の書籍代 9,276円

「堺屋太一の霊言」「新上皇と新皇后のスピリチュアルメッセージ」（幸福の科学三豊支部への支出）「人生の醍醐味」「知ってはいけない現代史の正体」「政治を選ぶ力」「

人間の本性」「私が糖質制限で…」 「恥をかかないスピーチ力」など、県政に関連がなく、また、同一書籍を複数部購入したりしている書籍購入費への政務活動費支出は認められない。

岡野朱里子議員の県政報告会会場費 および県政報告等作成費 1,245,240円

岡野朱里子議員の県政報告会会場費は按分後も213,840円と極めて高額である上に、前年度に開催された会の会場費である。また、同様に2019年県議選対策と思われる2019年1月～3月分の県政報告作成費等1,031,400円も前年度支出分であるにもかかわらず、本年度分に計上されている。岡野議員の前年度の政務活動費支出額は360万円を上まわっていたため、本年度分に計上した可能性がある。通信費などで前年度使用分が翌月支払いとなることはありうるが、このような多額の前年度支出分を翌年度に計上することは、年額360万円という政務活動費の規定を逸脱するものであり、認められない。

尾崎道廣議員の事務所費 電気料金407,050円

領収書には2つの顧客番号が記載されている。もし、自宅の電気料金を按分したものとすると、2分の1の按分率は適正とは言えない。

辻村修議員、西川昭吾議員の事務所費

事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問がある。例えば、昨年度の監査結果では辻村議員の事務所費について「事務室と書類等の倉庫を借りている」とのことであるが、書類等の倉庫も含めて高額の事務所費を支払うことは考えられない。また、「政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸契約を締結していることから、適正でないとはまではいえない。また、同議員の親族が代表を務める会社であるが、政務活動費マニュアルにおいて、自己または親族が役員を務める法人が所有する不動産の賃借料に政務活動費を充当できないとはされていない」としているが、利害を共有する関係にある賃貸人と賃借人が合意して近隣の取引価格より高い賃料を設定することはありうるわけであり、透明性と公正性を担保するためにはマニュアルの見直しも必要である。

松原哲也議員の名刺代 47,875円

計7,000枚分95,750円のうち2分の1を政務活動費から支出したとしているが、支出先は本人が代表取締役を務める会社である。昨年の監査結果の中で監査委員は「政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、名刺代に限らず、物品等の購入先を制限する定めはない」としているが、むしろ、議員が政務活動費支出にあたって透明性、公正性を確保すべきことは、あまりに当然のことなので条例やマニュアルに記載していないのだと考えられる。県民から見ると実際に7,000枚制作したのかどうか疑問をいだかざるを得ず、また、実際に制作されたとしても、政務活動に3,500枚も使用するとは考えられない。

森裕行議員のハガキ代金 680,400円、県政と関連のない書籍代 60,326円

「森ひろゆきニュース用」として10,800枚購入されたものであるが、時期から考えて年賀状と考えられる。これまでの監査結果で監査委員は、「使途基準に違反しているとはまではいえない」として是認したが、言うまでもなく、公職選挙法第147条の2は議員が年賀状を出すことを禁止している。意見交換会費に対する対応と同様、このような姿勢は公職選挙法を骨抜きにするものと言わざるを得ない。

「日本の城 日本城郭検定」「江戸の家計簿」「内戦の日本古代史」「日本人になった

祖先たち」「老人兩名…」 「考古学」「考古学ジャーナル」など、県政に関連のない書籍代への政務活動費支出も認められない。

山本直樹議員のハガキ代および印刷代99,020円、県政と関連のない書籍代5,517円

山本直樹議員のハガキ代および冬号印刷代は時期から考えて年賀状と考えられる。また、「人をつくる読書術」「祝祭と予感」「大名倒産 上下巻」など県政に関連のない書籍代への政務活動費支出も認められない。

#### エ 香川県議会の令和元年度政務活動費の支出と不当利得

以上の結果、各議員が令和元年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄に記載した支出は、「香川県議政務活動費交付条例（以下、「条例」という）」第2条に違反しているため、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の支出は違法・不当である。

「条例」第12条第1項は、「議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない」と定めている。しかるに、上記記載の不適正支出金額は、「条例」第2条に規定する用途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第12条第1項にいう「残余」にあたる。

よって、香川県知事が各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実に該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

今、全国の議会では、政務活動費の収支報告書や領収書等のインターネット公開が進みつつあり、高松市議会でも2016年度分以降、収支報告書や領収書類、視察・調査の詳しい報告などもホームページに掲載されている。

ところが、香川県議会では、収支報告書と領収書等は、紙ベースで閲覧することしかできない。また、調査研究や研修の内容、制作した議会報告等の成果物も添付、公開されていない。貴重な公金を充てて行う政務活動の成果を真に県民に還元されるものとするためには、政務活動費の用途を県民に向けて透明なものにし、多くの県民の目でチェックできるようにすることが不可欠である。よって、早急にこれらの資料を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすべきである。なお、インターネット公開すれば、閲覧や写しの交付に係る議会事務局の業務も大幅に軽減されるのであるから、議会が常日頃、県当局に求めている行政改革の観点からも、すぐにも取り組むべき改革である。

監査委員は、平成27年以来毎年、監査結果の中で県議会に対して、政務活動費マニュアルの精緻化や党派共同政務活動費の透明化、領収書等のインターネット公開等の情報公開の推進を求め続けておられるが、改善は進んでおらず、毎回「監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である」と嘆いておられる。議員たちは返還勧告など出されるはずがない、とたかをくくっているであろう。

私たちは、県議会に領収書類等のホームページ公開などを求める陳情もしたが、「継続審査」とは名ばかりで、議会改革検討委員会などで検討された気配もない。

香川県議会は監査委員からの「議会への要望」を6年間も無視し続け、それどころか、本年2月議会では「監査委員からの、裁判結果を待たずに政務活動費改革を求める『議会に対する要望』を無視しないことを求める陳情」さえも不採択にした。監査委員の「要望」に聞

く耳を持たない議会に対しては、厳しい監査結果で姿勢を示すしかないと考える。

監査委員は、毎年の監査結果の中で県議会に対して「政務活動費が用途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層努め」ることを求め続けておられるが、監査委員ご自身がこの原点に立ち返り、厳しく監査を実施することで、香川県議会の政務活動費の支出が効率的かつ効果的なものになるよう、そのお役目を果たして頂きたい。

また、監査委員は、これまで毎回、公職選挙法違反に関する判断はできないとして来られたが、逆にそれによって監査委員がお墨付きを与えるような結果になってしまっており、請求人らはやむを得ず、司法の判断を仰ぐべく高松地検に刑事告発をすることとなった。菅原一秀前経産相の起訴・公民権停止命令を重く受け止め、公職選挙法に抵触することが疑われるような政務活動費支出は厳に慎むべきである、というメッセージが議員に伝わるよう厳しく監査して頂きたい。

### (3) 添付書類

ア 令和元年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表  
(以下の書類については省略をする。)

イ 証拠書類各写し 各1通

## 4 請求書の補正

(以下、令和3年7月27日付けで提出された住民監査請求書の補正についての原文の内容に即して記載する。)

### (1) 補正の要旨

ア (3(2)ウ(ア)の)「公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの」について、監査委員は、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。なお、木村篤史議員の会議費のうち整理番号46、48は過誤のため査定表から削除する。

(ア) 公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの(個人の立場で入会している会の会費、年会費等を含む) (否認額9,807,600円)

全ての領収書の添付が義務づけられるようになった平成25年度分の支出から比較すると、多少減少したものの22名の議員・元議員について1,478件、総額9,807,600円が、会費が明確に設定されていない会合等(地元自治会や各種団体の会合や祭り、趣味の会等)での「県政に関する意見交換会会費」もしくは「県政報告会費」、県政との関連性がない団体の年会費等の名目で支出されている。

本年4月の高松地裁判決、6月の公職選挙法違反の刑事告発の影響か、2021年6月に公表された2020年度(令和2年度)の政務活動費収支報告からは、この種の意見交換会費が全くなくなっていた。

報道によれば、議員らは「コロナ禍で会合自体が開催されなかったため」と説明しているようであるが、収支報告書に添付された「政務活動の実施状況」には、当初、複数の議員が「意見交換会」に参加したことを記載していた(7月初旬に修正届により削除)。修正されたのは、このような支出が政務活動費の用途として不適正であることを議員らが認

識していたからに他ならない。

イ (3(2)ウ(イ)の)「使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったくわからない会派への支出」について、監査委員はその支出が適正でないとして推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(イ) 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出 (否認額7,802,198円)

監査請求書本文にも記載の通り、平成25年度分、26年度分、27年度分、28年度分、29年度分、30年度分の住民監査請求結果において、監査委員は議会に対して「地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できるようになっており、仮に、交付された会派が政務活動費を直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められると考えられることから、それとの均衡にも配慮し、透明性の確保に努められたい」と要望しておられるにもかかわらず、まったく改善されていない。このことを監査委員はどのように受け止めておられるのだろうか。公金の使途の透明性に対する県民の目がますます厳しくなっている昨今、香川県の監査制度は機能していないのではないか、という県民の批判を受けないためにも厳正な監査をお願いしたい。

ウ (3(2)ウ(ウ)の)「詳しい視察・調査内容の不明な旅費」について、支出が適正でないとして推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(ウ) 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費 (否認額5,270,723円)

監査委員も毎年、政務活動費の透明性の確保を議会に要望し、視察や研修に係る報告書等の提出も求めておられる。政務活動費という公費を充てる以上、その支出が適正であることを説明する責任は議員にある。いつ、どこに行き、誰に会い、どのような調査、あるいは研修をして、どのような成果があったのか、それは議会での活動にどのように反映されたのかを報告することは当然のことである。監査委員におかれてはその内容について議員らに詳しく説明を求め、それに基づき厳しく監査して頂きたい。そして、さらに厳しく政務活動費のあり方の見直しを議会に求めて頂きたい。

エ (3(2)ウ(エ)の)「按分されていない自家用車利用経費等」について、監査委員は、その支出が適正でないとして推認されるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認件数、否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等 (否認額4,113,285円)

監査請求書に記載の通り、監査委員が該当の議員に対して、使用日や行き先、調査内容、走行距離を記入してある「政務活動費走行台帳」(参考様式第4号)の提出を求めて監査して頂きたい。また、今後は現在公開されている収支報告書類と併せて「政務活動費走行台帳」も県民に公表することを求めて頂きたい。

ちなみに、すでにインターネット公開されている議会では、いつ、どこに何の調査を行ったかについての記録をきちんと公開している議員が多い。

オ (3(2)ウ(オ)の) 「支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。なお、氏家孝志議員の整理番号11は過誤のため、査定表より削除する。

(オ) 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかどうか不明なもの  
(否認額27,490,724円)

監査委員には、議員らに黒塗りがされていない支払先情報と雇用契約書、業務内容、勤務実態等のわかる資料の提出を求めて頂き、それらが政務活動費を充当するのに適正なものかどうかを厳しく監査して頂きたい。

これまでの監査結果において、議員に確認した結果について監査委員自ら「政務活動の実績を証明するものとして必ず十分とはいえないものの…」と認めておられる。「調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」としておられるが、「議員の合理的判断」に委ねる限度を超えているケースも多い。

さらには支払先が非公開とされることによって、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされたりしている違法なケースが少なからずあることが推認される。

このような状況を改善するために、監査委員におかれては、鳥取県議会にならひ、人件費の支払先の黒塗りを廃止するとともに、詳しい勤務実態や業務内容のわかる資料の添付を義務付けることを、香川県議会に求めて頂きたい。

カ (3(2)ウ(カ)の) 「政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認件数、否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(カ) 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの (否認額9,213,056円)

広報紙について領収書等の関係書類がインターネット公開されている他県議会のケースを調査すると、添付された広報紙も公開しているケースが多いが、香川県議会ではそれらが公開資料に含まれていない。香川県議会でも広報紙を添付して議長に提出している議員もいるとのことだが、県民に公開される段階ではそれらは除外されている。議員が収支報告書の添付書類として提出したものはすべて公開すべきであり、添付していない議員には提出を求めるべきである。

請求人が目にしたものについては、顔写真が大きく掲載されていたり、政党関係の記述が多く含まれていたりするものもあった。監査請求書に記載したように、平成27年度尼崎市議会会派広報紙について、最高裁で確定した大阪高裁判決に従ひ、厳正な審査を求める。

また、事務所費を按分していない谷久浩一議員、宮本欣貞議員については、香川県議会政務活動費マニュアルにおいても、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする」とされており、全国議長会も「議員名義の単独の事務所の場合も(中略)慎重な取り扱いが必要と思われる」としている。

監査委員はこれまでの監査結果の中で、「賃貸借契約書に政務活動に係る事務所として使用すると明記されている」ことなどをもって「違法または不法な支出であるとまではいえない」としているが、これでは「実績を把握」していることにはならず、「慎重な取り扱い」をしていることにもならない。

キ (3(2)ウ(キ)の)「自家用自動車のリース料、その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの」のうち、リース料に係る支出、石川豊議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、辻村修議員、西川昭吾議員、松原哲也議員、森裕行議員、山本直樹議員に係る支出について、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(キ) 自家用自動車のリース料、その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの (否認額12,775,958円)

自家用自動車のリース料が政務活動費の使途として不適切である点については、監査請求書記載の通りである。そもそも4年間で車が一台購入できるほどの支出を認める合理性はないため、自家用自動車のリース料を認めていない都道府県議会も多い。また、リース契約に「有償・無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」という項目が入っていたとしても、議員の任期満了後に所有権の移転が行われなかったという保証はない。リースした車を議員本人でなく家族が私的利用をしている、という情報もある。政務活動費マニュアルの見直しにあたっては、自家用自動車のリース料を政務活動費の使途から外すことを強く求める。

按分はしているものの、賃借料が近隣の賃料に比べて高すぎると考えられる、辻村修議員、西川昭吾議員について、監査委員は令和2年9月7日付2監査第50-9号の監査結果で、「政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸借契約をしていることから、適正でないとまではいえない。」としているが、政務活動費も当然ながら地方自治法第2条第14項の「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを求められているのであるから、たとえ政務活動費マニュアルに上限が定められていないとしても、適正な賃料でなければ、不当な支出となる。

また、監査委員は、鎌田守恭議員と辻村修議員が親族経営の会社に賃料を支払っていること自体は違法ではないとしておられるが、その金額が適正でなければ、政務活動費を使って親族経営の会社に不当な利益を与えていることとなる。

事務所費に関しても、領収書がインターネット公開されれば、多くの県民の目でその賃料が適正であるかどうかチェックされるはずである。

松原哲也議員の名刺代に関して、監査委員は昨年の監査結果で「政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも名刺代に限らず、物品等の購入先を制限する定めはない」としているが、その価格が適正でなければ自らの会社に不当な利益を与えていることになる。また、選挙対策として配布するのでなければ、そもそも政務活動目的のみで3,500枚もの名刺が必要であるとは考えられない。

森裕行議員、山本直樹議員のはがきの購入費についても、監査委員が公職選挙法違反について判断する立場にないと言われるなら、県選挙管理委員会の判断も仰いで頂き、同法

を骨抜きにすることのない対応をして頂きたい。

石川豊議員の書籍代、岡野朱里子議員の前年度分支出、尾崎道広議員の事務所費、森裕行議員、山本直樹議員の書籍代などについては、監査請求書に記載の通りである。

ク ご指摘の点、及び、他の誤記等についても添付の査定表の通り修正し再提出する。

ケ おわりに

監査委員が毎年、議会に対して苦言を呈し、繰り返し厳しく要望しておられるにもかかわらず、政務活動費の透明化のための議論は全く行われていない。

2019年11月定例会に市民オンブズ香川が提出した「厳しい財政の下、政務活動費の用途適正化に向けて領収書等のホームページ公開等を早急を実現することを求める陳情」は「継続審査」とは名ばかりの棚ざらし状態にされている。また、2020年9月定例会に提出した「監査委員からの『議会に対する要望』に真摯に応え、政務活動費マニュアル改訂や領収書などのHP公開等の検討を9月議会から開始することを求める陳情」も、2021年2月議会に提出した「監査委員からの、裁判結果を待たずに政務活動費改革を求める『議会に対する要望』を無視しないことを求める陳情」も「不採択」とされている。

すでにインターネット公開の始まっている他の議会で政務活動費がどのような使われ方をし、どのように報告されているかについてご確認いただければ、香川県議会とのあまりの違いに驚かれるはずである。

監査委員におかれては、今回こそ要望などという生ぬるい対応ではなく、本来の職務権限を十分に機能させ、返還勧告にまで踏み込んだ対応をして頂けるよう強く求めるものである。

## (2) 添付書類

ア 補正済みの2019年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表

	議員名	A 意見交換会費		B 会派共同政務活動費等		C 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費、会費		D 按分していない自動車経費		E 支払先不明の人情費		F 按分していない議会報告印刷費・事務所費等		G 車のリース料その他の違法・不当な支出		合計	
		件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額
1	秋山時貞	0	0	0	0	0	0	0	0	13	471,681	6	265,896	0	0	19	737,577
2	綾田福雄	3	30,000	1	192,861	2	30,980	0	0	24	1,200,000	0	0	7	336,000	37	1,789,841
3	石川豊	90	662,500	1	605,000	0	0	1	462,722	12	1,200,000	0	0	5	9,276	109	2,939,498
4	氏家孝志	55	338,000	1	172,949	11	650,715	0	0	10	665,000	4	154,439	0	0	81	1,981,103
5	大山一郎	0	0	1	202,361	0	0	0	0	24	1,320,000	0	0	12	594,864	37	2,117,225
6	岡野朱里子	0	0	0	0	13	707,942	0	0	12	612,500	1	120,420	14	1,723,464	40	3,164,326
7	尾崎道広	50	265,000	1	161,651	0	0	1	164,280	12	360,000	1	170,500	36	407,050	101	1,528,481
8	鏡原慎一郎	0	0	0	0	2	48,400	1	127,021	0	0	2	573,814	6	137,970	11	887,205
9	香川芳文	115	1,089,000	1	605,000	0	0	1	214,748	12	422,800	0	0	12	189,963	141	2,521,511
10	樫昭二	0	0	0	0	0	0	0	0	38	1,531,064	1	121,176	0	0	39	1,652,240
11	鎌田守恭	0	0	1	605,000	0	0	0	0	12	960,000	25	786,647	0	0	38	2,351,647
12	木村篤史	45	225,000	0	0	16	151,928	1	135,975	22	715,000	1	181,500	11	294,834	96	1,704,237
13	黒島啓	1	10,000	1	149,301	5	190,700	0	0	26	1,841,400	0	0	11	550,000	44	2,741,401
14	五所野尾恭一	0	0	1	153,151	0	0	0	0	12	931,200	4	770,070	11	508,398	28	2,362,819
15	斉藤勝範	142	758,600	1	605,000	0	0	1	323,546	0	0	1	33,000	12	403,200	157	2,123,346

16	佐伯明浩	156	934,000	1	149,300	25	726,069	1	367,632	12	359,700	1	16,500	0	0	196	2,553,201
17	白川和幸	159	891,000	1	175,589	0	0	2	121,397	12	1,366,789	2	257,670	0	0	176	2,812,445
18	十河直	33	311,000	1	149,301	0	0	1	238,890	12	180,000	2	450,850	12	550,800	61	1,880,841
19	高木英一	0	0	1	150,299	4	185,110	0	0	12	360,000	1	350,900	0	0	18	1,046,309
20	高城宗幸	99	717,000	1	149,301	0	0	1	340,751	0	0	0	0	0	0	101	1,207,052
21	高田良徳	0	0	0	0	7	71,580	0	0	12	1,117,217	1	141,432	0	0	20	1,330,229
22	竹本敏信	0	0	0	0	8	366,510	0	0	14	1,481,275	1	132,000	11	525,600	34	2,505,385
23	谷久浩一	19	181,000	1	149,299	24	597,079	0	0	6	150,000	57	591,830	1	451,044	108	2,120,252
24	辻村修	85	476,500	1	605,000	0	0	1	310,985	12	300,000	0	0	24	1,154,664	123	2,847,149
25	都築信行	0	0	0	0	0	0	1	48,581	0	0	2	256,300	0	0	3	304,881
26	西川昭吾	0	0	1	152,151	0	0	0	0	14	1,450,000	0	0	12	1,200,000	27	2,802,151
27	新田耕造	0	0	1	162,751	0	0	1	197,540	0	0	5	894,875	1	347,274	8	1,602,440
28	花崎光弘	0	0	1	149,301	0	0	0	0	12	720,000	2	197,725	1	485,352	16	1,552,378
29	平木享	38	289,000	1	605,000	0	0	0	0	28	880,000	0	0	12	298,224	79	2,072,224
30	広瀬良隆	0	0	0	0	7	210,080	0	0	0	0	4	186,870	0	0	11	396,950
31	米田晴彦	0	0	0	0	0	0	0	0	12	333,440	2	185,460	1	155,520	15	674,420
32	松岡里香	0	0	0	0	5	73,780	0	0	10	600,000	3	74,105	0	0	18	747,885
33	松原哲也	31	200,000	1	150,499	11	442,510	1	376,253	1	710,943	0	0	4	405,475	49	2,285,680
34	松本公継	7	50,000	1	605,000	2	396,170	1	407,758	12	600,000	0	0	10	421,410	33	2,480,338
35	三野康祐	0	0	0	0	0	0	0	0	17	974,000	3	391,688	1	313,622	21	1,679,310
36	宮本欣貞	81	605,000	1	206,351	0	0	0	0	0	0	14	935,225	0	0	96	1,746,576
37	森裕行	90	452,000	0	0	0	0	0	0	12	900,000	0	0	9	740,726	111	2,092,726
38	山田正芳	39	380,000	1	605,000	1	252,670	0	0	12	1,290,000	0	0	1	466,691	54	2,994,361
39	山本悟史	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	555,094	0	0	1	555,094
40	山本直樹	51	386,000	1	152,901	2	168,500	0	0	14	485,000	3	417,070	8	104,537	79	1,714,008
41	有福哲二	89	557,000	1	32,881	0	0	1	275,206	12	1,001,715	0	0	0	0	103	1,866,802
	計	1,478	9,807,600	27	7,802,198	145	5,270,723	17	4,113,285	477	27,490,724	150	9,213,056	245	12,775,958	2,539	76,473,544

車リース料		
	議員名	合計金額
2	綾田福雄	336,000
5	大山一郎	594,864
6	岡野朱里子	478,224
8	鏡原慎一郎	137,970
9	香川芳文	189,963
12	木村篤史	294,834
13	黒島啓	550,000
14	五所野尾恭一	508,398
15	齊藤勝範	403,200
18	十河直	550,800
22	竹本敏信	525,600
23	谷久浩一	451,044
24	辻村修	254,664
27	新田耕造	347,274
28	花崎光弘	485,352
29	平木享	298,224
31	米田晴彦	155,520
33	松原哲也	357,600
34	松本公継	421,410
35	三野康祐	313,622
38	山田正芳	466,691
	計	8,121,254

(以下の書類については省略をする。)

イ 未提出だった証拠書類写し 1通

## 第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年8月3日にこれを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の内容から、県の財務会計上の行為として、令和元年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを対象とした。

### 2 監査対象部局

議会事務局

### 3 請求人からの陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年8月10日に陳述及び証拠の提出の機会を設けたところ、同日、請求人の出席があり、請求人から請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

また、同月18日に証拠の提出があった。

陳述の要旨は次のとおりである。

#### (1) 請求人（氏名（略））の陳述（要旨）

自動車のリース料について述べたい。今回は21名の議員の総額800万円強が自動車リース料として支出されている。車のリース料については、1台限りで年60万円を上限に、実費の半額までを政務活動として賄えるとされてはいるが、私たちとしては全額不当だということを述べたい。

朝日新聞の香川県版2019年3月17日の記事によると、2017年度の政務活動費の支出報告書では、20人以上の議員が車のリース料を支払っていたということ。その中でも特に、高額な政務活動費を使った大山一郎議員、高城宗幸議員が取り上げられている。

オーディオに乗っている大山氏は、この車のリース料を政務活動費から支出していることについて、もともと乗っていて政務活動費を出せるようになったから出しているだけと話していて、腰や背中が悪く運転しやすいよう大きな車に乗っているということを述べている。そして、クラウンに乗っている高城氏は、地元の観音寺から高松まで50キロ以上ある。長距離を運転するのは大きな車の方が楽だからと説明している。しかし、地元では道幅が狭いということで主に軽自動車を使っているということである。

これからも分かるように、とりわけ車社会の本県においては、議員として活動する以前から、車を所有しているということはもう安易に想定されることで、この記事で取り上げられた2人についてもそもそも車を所有している。市民感覚として私的に持っていたものが、政務活動費で支出できるからリースに切り換え、私的に使っても外から分からないということに対して、貴重な税金が使われることは納得できないという声がある。

この2人に関して、今回の2019年度の支出では、大山議員については議長公用車があるにもかかわらず、別途高額なリース料を支出し、私的に利用されている可能性が高いと考えられる。一方、高城議員については、支出が見られない。

このような中で全国の都道府県議会を見ると、岡山県議会や京都府議会は政務活動費を車のリース料には充ててはいけいとされている。近くの徳島県議会も、2016年度から視察先のレ

レンタカーの使用を除き、リースには使えないようマニュアルを改めたということである。

高松市議会は、当然当初からこのような支出には使えないということになっている。他の市議会でもいくつか支出しているところもあるが、長崎市議会では2018年度見直しがなされた。

熊本県議会の政務活動費のマニュアルでは、車のリース料には触れてはいないが、県議から議会事務局に問い合わせがあっても、個別に厳しい、詳しい審査が必要と伝えると諦める議員が多いということである。熊本県議会の事務局の担当者は、リースか購入かは外からは判断がつかない。燃料費には政務活動費を使えるので、これで十分。高級車のリースは考えられないと話していると先ほどの記事にある。これは香川県議会も同様で、燃料費にも政務活動費が使われるので、これで十分ではないか。

そのような中、岡山市議会の政務活動費について、個人資産形成に繋がる自動車リース料を政務活動費から支出することは違法とする判決が、2020年9月10日に広島高裁岡山支部においてくだされた。自動車のリース契約が、ローン契約とその経済的実質がほとんど同一である以上、議員が使用する自動車をローン購入契約によらず、リース契約により入手し、使用する合理的理由はないと述べられている。自動車リース料を政務活動費から支出することは許されるべきではないとされている。自動車のリースは、耐用年数であるとか、機器の技術的な更新速度が早いということなど、事務機器のリースといろいろ違う点があり、一概に自動車のリースと事務機器のリースを同等に考えるべきではないと考えている。

さらに、議員の任期が終了し、落選するもしくは引退するなど議員でなくなった場合には、事実上、コピー機など事務機器に関しては私的利用することはほとんど想定されることはないが、自動車としては使うことが考えられる。そのようなことから同様に、リースということだけで括るのは問題ではないかと思っている。

さらに、そのリース期間中の整備点検費用、車検費用を含めたこのような費用に関しても含まれている。これを税金で賄うのはいかがなものかという声は、一般的にもある。リースの代金を政務活動費から50%按分で支出することでよしとされているが、そうではなく政務活動費の適切な使途として通常認められていない支出である。これは、一般的に車を購入した場合のローン契約と何ら変わりが無いものだと私たちは考えている。よって、これらの支出は不適切であるのではないかと思う。

自動車リース料に関する判断は、契約形態が法的にリースという形式をとっていることのみを目を奪われて、その社会的、経済的実質を考えない明白な誤りであるというこの判決を十分考慮していただき、ご検討いただきたい。

そして、さらに県議会の政務活動費を使うリースに関しては、結構長い間リース契約をしている議員の場合であるが、議員本人ではなく、妻がその車を私的に利用しているという実態もあり、そういう声が県民からも届いている。外からは、この車が政務活動費を使っているのかどうかということは、県民には分からない。なので、説明責任を果たすためにもこのような支出は一切認めないという方向で検討していくべきだと考える。

## (2) 請求人（氏名（略））の陳述（要旨）

大山議員が議長として議長の公用車で送迎等している状況の中で、車のリース料の半分を支出しているという問題について、リース料全体が問題であるが、ことに明確に見えている問題として、今、議長公用車の運行記録を情報公開請求しているが、間に合わなかったので開示を受け次第追加提出したい。多分1週間くらいで出ると思う。

実は、この政務活動費マニュアルを制定した時に、私は現職の議員として検討委員会の中にいたが、その時は議員たちが、いろいろ事務局から説明を受けてこういうものに使える使えないと話をしていた。議長会のマニュアル等を参考にしていると思うが、今の形のものができてきた。私どもがとても心配しているのは、先日2020年度分の政務活動費が開示されたときに、例の問題の意見交換会費がほとんどゼロになっていた。広聴広報費がものすごく増えていて、この問題を問題としてまた別途、2020年度で述べたい。

ということは、真面目な議員は、先ほどの高城議員がそうであるが、車のリースもやめて、意見交換会ができなくなったとなったら本当にそれを全然支出してないので、360万円のうち250万円ぐらいを返還している。残余ということで返還している人もいるのであるが、多くの議員はもらったら、これはもう返したくないという感じのことで使い切る。このような傾向があるので、他の今まで車のリースをしてなかった議員までがリースに流れ込むのではないかとということも危惧している。

先ほど申し上げた広島高裁の判決が出た。要は実質、ローンと変わらないのではないかとというふうな指摘だと思う。それが出たので、今回初めてリース料を監査対象として請求対象として加えた。

そもそも今回7回目であるが、2013年度分からなぜこんなにこだわっているかということ、毎年1億4000万円から1億5000万円のお金が政務活動費として使われている。貴重な税金なのでその金額もさることながら、私が最初に議会に入った1995年は何の領収書も出さなくて、紙1枚ペラッと何百万何十万円何十万円って丸い数字が並んだ計300万円とかいうもので通っていた。それを見たときに、普通、助成金交付金というのが出たら、必ず細かく領収書も出し、成果も報告するということが求められるのにこれが通っていることが本当におかしいと思った。私自身は全ての領収書を出しても何の支障もない。秘密の調査をするから出せないと言っていたがそんなこと全然関係ないということを示したいと思い、ずっと自分自身は提出してきた。

その時に、県の財政、予算というとすごく大きいお金であるから、それから見れば1億4000万円とかは大した金額じゃない。重箱の隅をつつくようなこと言うなと言われたのであるが、私はこれ重箱の隅ではなくて、重箱自体だと思っている。議員というのは、県の予算がどう使われるのかチェックし、そして自分たちが提案し、どうやったらその財源を捻出してこんな事業ができるかということも考えていくのが仕事である。自分たちが使うその交付金に対しては本当にきっちりとした視点を持ってないといけないと思ったので、こういう形での特に全部領収書が出るようになってから、特に毎年の監査請求を続けている。

監査委員の皆様は、毎年厳しく要望しておられる。本当にだんだん口調も厳しくなっている。議会に対して説明責任果たせてないからもっと公開度を増やすようにであるとか、マニュアルをもっときちっと精緻なものにしようということをおっしゃってくださっている。私どもも、その監査委員の要望を無視するなんてやっぱり駄目じゃないか、議会に対して監査委員の意見を受けとめて、その見直しの議論を始めて欲しいと言っている。この間も、議会の中の会派から要望しても、時期尚早ということで、何の議論も始まってない。裁判が起こされ、刑事告発があり、監査委員からは毎年毎年厳しい指摘を受けても、何の議論も始まっていないというのは、これはやっぱり良くないと思う。

それで、本当に議員がその税金に対して、その議員たちの感覚が、県民とずれているのはすごく思う。県民にとって、例えば1億4000万円をわずかな金額と言ったが、これがあれば、

例えば今回意見交換会が減ったら、その分、何かを浮かせて、議会として提案しようとか、いろんな対策とか、事業者が大変だから何か支援策がないかということが起きていいはず。県民のすごく差し迫った感覚からずれてしまっている。

これは、本当に地方議会もそうだし、国会もそうだと思うが。政治に対する不信感だとか、失望だとか、もう諦めだとかそういうものを引き起こしている元凶だと思っている。この政務活動費は、議員の特権ではなくて、本当に県民の声をしっかり聞いて、県民の大変さをしっかり受けとめて、じゃあどうするというのをきちんと議論できる議会にするための、1つのきっかけにしてもらいたいと思っている。

他県の動きを見ると、今年も多分全国調査をするので、香川県議会がワースト1になっているのではないかと心配しているが、公開度が低い。領収書等も、他の都道府県議会を見たら分かるように、インターネット公開されると、いろんな人が見るから変なことはできない。1箇所どこかに行ったと言っても、その報告書で資料に1行、2行の内容、日付が書いてあるだけではなくて、どこに行つて誰に会つてどういう調査をして、どういう成果があったと、そこまできちんと報告書を出すというのが当たり前。私の方が当然のことをしている。復命書を職員も出すから、そういうところまできちんと公開されるようになれば、随分と議員の仕事の仕方も変わらと思うので、そういうことに繋がる重要な監査請求であるので、それがきちんと今度こそ議会に伝わるような厳しい監査をお願いする。

### (3) 証拠の提出

#### ア 証拠の要旨

追加の証拠の要旨は次のとおりである。(以下、提出された住民監査請求への証拠の追加についての原文の内容に即して記載する。)

#### (ア) 令和3年8月10日付け証拠

R2. 9. 10広島高裁岡山支部判決(岡山市が最高裁に上告中)より

#### 4 自動車リース料(新風会 和気議員)

##### i 原判決の判断

原判決は、和気議員の自家用自動車のファイナンスリース料につき、「一般的にみて、自動車は、政務活動に使用されることもあると考えられるものであり、これはファイナンスリースと言いう形式をとったとしても変わるものではない」との理由で、按分率50%で按分した支出を適法としている。

##### ii 原判決の判断の誤り

ア 和気議員の自動車リース契約は、通常、「所有権移転外型ファイナンスリース契約」と呼称されるものである。

この種類の個人向けリースの内容は、通常、以下のとおりである。

い 借主は、自動車のリースを受けて自己のために使用する。

ろ 借主は、

A 自動車(新車)購入費

B リース期間中の諸経費(「整備点検」費用、公租公課、自賠償保険料等。「整備点検費用」には車検量を含み、故障・損傷にかかる修理費用を含まない。自動車(任意)保険料は含まれない。)

C リース手数料(利息に相当する)

を加えた金額から、

D リース期間満了時の「残価」

を差し引いた金額を、分割して支払う。

は リース期間（本契約の場合5年間）満了時には、借主には通常、以下のオプションのうちのいずれかを選択できる。

(1) リース車両を返却する。

この場合には、自動車の残存価値の再査定が行われる。自動車の損傷が大きいために残存価値が予定の「残価」を下回る場合には、借主は再査定価格と「残価」との差額を一時に支払わなければならない。

(2) リース車両を「残価」で買い取り、自分の所有車とする。

(3) リース期間を延長し、継続して自動車を使用する。

に 自動車のレンタル契約と異なり、借主が将来に向けて解約することは原則として認められていない（借主が解約する場合には、残存期間のリース代金と違約金を一時に支払わなければならないので、事実上借主から解約はできない）。また、リース期間中に借主の責めに帰すべき理由なく滅失・損傷した場合の危険はもっぱら借主が負担する。

イ 所有権移転外型リース契約においては、税務上及び会計原則上は、その経済的実質に着目して、リースにかかる自動車は事業者の資産となったものと取扱い、減価償却期間をリース期間とし、支払リース代金を減価償却費として認める。この減価償却上の差異のため、事業者の事業用自動車の場合には、ローンで購入するよりもリースを受ける方が税務上有利なことが多い（減価償却期間が短縮されることが多い）ため、リース契約は主に会社等の事業者によって利用されている。しかし、議員などの事業を営まない個人の場合には、この利点はない。

ウ 自動車の個人向けリース契約の借主にとっての利点は、通常、

い リース期間満了時の「残価」を差し引いているので、車両価格全体を均等に割賦返済する通常のオートローンを組むよりも毎月の支払いが少なくなる。

ろ 頭金を準備する必要がない。

ことと説明されている。

エ 一方、自動車の個人向けリース契約は、借主にとって以下のような欠点があると指摘されている。

い リース手数料計算の基礎となる金額中に「残価」や「諸経費」が含まれるため（すなわち「下取り価格」や車検料・公租公課も元本に算入されるので、手数料計算における元本額が割高になるため）、オートローンよりも支払総額が割高になる。

ろ リース終了時に車両を返還する場合、①車両の残存価値が当初設定の「残価」に満たない場合その差額を、②走行距離数が当初設定を上回る場合「違約金」を、直ちに支払わなければならないので、借主がリース終了時に予想外の負担を負うことがある。

は 契約当初に設定される「残価」が（貸主が危険を避けるため）、一般の下取り価格より低額であることが多い。

オ 上記のとおり、自動車の所有権移転外型ファイナンスリース契約の経済的実質は、自動車の購入ローン契約（この場合も、所有権はローン事業者等に留保される）とほとんど変わりがなく、借主に（事業者以外には）特に利点があるわけではない。事業者以外（議員は事業者ではない）にあつては、リースとローン購入との間には経済的な得失はほとんどなく、場合によっては借主に不利な結果に終わることもある。

ところで、自動車のローン代金は、一般に、政務調査・活動費の適正な支出とは認められていない。「都道府県議長会マニュアル」においても、自動車のローン代金を政務調査費から支出することは否定されている。また、過去岡山市議会議員（和気議員を含め）が自動車ローン代金を政務調査・活動費から支出した前例は存しない。全国の地方議会の政務調査・活動費住民訴訟においても自動車ローン代金の当否が争点になった事例は皆無であり、自動車ローン代金は全国的に政務調査・活動費から支出されていないことを示している。

自動車のリース契約がローン購入契約とその経済的実質がほとんど同一である以上、議員がその使用する自動車をローン購入契約によらずリース契約により入手使用する合理的理由は、＜リース代金であるという法的体裁をとることによって、リース料の50%を政務活動費から支出できる（可能性がある）＞こと以外にはありえず、そうであればそれは法の潜脱の一種である。この点から、自動車リース料を政務活動費から支出することは許されるべきではない。

カ 自動車と対比して、コピー機等の事務機器のリース代金は、通常（按分して）政務活動費を支出することが認められている。しかしながら、自動車のリースは、事務機器のリースとは、以下の点で、経済的実質が大きく異なるので、法形式が同じであっても、政務活動費の支出に関しては同じ取り扱いをするべきではない。

い コピー機等の事務機器は、自動車に比べて耐用年数が短く、かつ機器の技術的な更新速度が速いので、リース期間の満了する時期には残存価値がほとんど失われるし、リース期間中もしくは後に議員の任期が満了し（落選もしくは引退して）議員でなくなった場合には、事実上それ以上議員の個人的利用に供せられることはほとんど想定できない。したがって、議員の任期中、これらの事務機器のリース料を政務活動費から（按分して）支弁しても、あながち不合理ではない。

ろ 他方、自動車の場合には、リース期間が満了しても、減価してはいるものの未だ相当の残存価値を有しているし、リース期間満了後にも議員が「残価」を支払って個人的資産として保有し、個人的に使用することがありえる。また「残価」にかかる手数料（金利）部分は、当初からリース代金計算に含まれている。したがって、経済的には、自動車のリース代金の支払は、リース期間満了後に残存する自動車の価値の一部をも前払いしていることになる。このような、個人資産形成の意味を持つ代金（都道府県議長会マニュアルが、自動車ローン代金の政務調査費からの支出を不適切とする理由も、「個人資産の形成になる」という理由に基づいている）の支払を政務活動費から行うことは、きわめて不適切である。

キ リース期間中の「整備点検」費用（車検費用・整備点検費用・オイル交換費用を含む）、公租公課、自賠責保険料は、リース事業者が負担する。したがって、リー

ス代金を政務活動費から50%の按分で支弁することは、経済的効果として、その自動車にかかる車検料、整備点検費用、公租公課、自賠責保険料をも50%の按分で政務活動費から支出することを意味する。これらは政務活動費の適切な用途として通常認められていない費用であるから、リース代金の支出を認めることは、その意味においても、きわめて不適切である。

ク 国際会計基準審議会（IASB）は2016年1月、リースに関する新基準（以下「新基準」という）を公表し、2019年1月1日以降開始する事業年度から適用されるものとした。この「新基準」では、和気議員が利用している「所有権移転外型ファイナンスリース契約」の場合、借手はリース物件を資産として計上しなければならない。

日本の従来の会計基準とIASBの「新基準」との取扱いの際の原因は、日本の基準が法形式を（比較的）重視しているのに対して、「新基準」は経済的実質を重視しているところにある。政務活動費の支出が許容されるか否かの判断にあたっては、法形式よりも経済的実質が重視されるのでなければならない。

ケ 政務活動費の支出の適否は、支出原因の法的形式からではなく、その社会的・経済的実質から判断されるべきものである。原判決の自動車リース料に関する判断は、契約形態が法的に「リース」という形式をとっていることのみ目を奪われて、その社会的・経済的実質を考えない、明白な誤りである。

(イ) 令和3年8月18日付け証拠

(3(2)ウ(キ)の「自家用自動車のリース料」について、監査請求書及び補正の文書に記載した理由に加え、2019年度に議長であった大山一郎議員については、2019年4月30日から2020年3月31日までの期間中の193日間、公用車で送迎されており、政務活動費からの自家用自動車リース料の支出であることが特に明白である。

イ 添付書類

(以下の書類については省略をする。)

(ア) 2019年4月30日から2020年3月31日までの議長公用車の運転日報

#### 第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、監査委員である五所野尾恭一監査委員及び都築信行監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

#### 第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求のうち、石川豊議員の意見交換会会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）及び書籍購入費のうち4件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、岡野朱里子議員の広報費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、木村篤史議員の意見交換会会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、谷久浩一議員の意見交換会会費のうち3件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、平木享議員の意見交換会会費のうち2件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、山本直樹議員の人件費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）、書籍購入費のうち2件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）、年賀はがき購入費3件及び広報費のうち3件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出に係る請求21件、323,537円に関する部分は却下し、その

余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

## 1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

### (1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（地方自治法第100条第14項、第15項）。

上記規定を受けて香川県議会政務活動費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「政務活動費交付条例」という。）及び香川県議会政務活動費交付規程（平成20年香川県議会告示第1号。以下「政務活動費交付規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の用途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

#### ア 政務活動費の交付の対象及び額

##### (ア) 政務活動費の交付の対象（政務活動費交付条例第3条）

月の初日に香川県議会議員である者

##### (イ) 政務活動費の額（政務活動費交付条例第4条）

月額30万円

#### イ 政務活動費の交付の方法等

##### (ア) 知事への通知（政務活動費交付条例第5条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

##### (イ) 交付決定等の通知（政務活動費交付条例第6条）

知事は、議長から通知を受けたときは、政務活動費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知するものとする。

##### (ウ) 請求及び交付等（政務活動費交付条例第7条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

##### (エ) 収支報告書等の提出（政務活動費交付条例第8条）

議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(オ) 会計帳簿等の整理等（政務活動費交付条例第9条）

議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(カ) 議長の調査等（政務活動費交付条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧（政務活動費交付条例第11条）

議長は、議員から提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

(ク) 政務活動費の返還（政務活動費交付条例第12条）

議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動費交付条例第2条）

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

政務活動費は、政務活動費交付条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研 修 費	(1) 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 (2) 団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会 議 費	(1) 議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 (2) 団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費

資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

#### イ 政務活動費マニュアル

香川県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費マニュアルを作成している。主な記載内容は次のとおりである。

##### (ア) 政務活動費の概要

根拠規程、交付制度の概要、政務活動費の使途（政務活動費が支出できる経費）

##### (イ) 政務活動費の使途基準

全般的な留意事項及び経費毎の使途基準（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費）

##### (ウ) 政務活動費の実務

政務活動費の請求・交付、会計帳簿の調製等関係書類の整理保存、収支報告書の提出等（提出期限、提出書類、保存書類）、残余额の返還、収支報告書等の修正、情報公開

##### (エ) 記載例

政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、収支報告書等修正届（様式第5号）

##### (オ) 参考資料

地方自治法（抄）、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程、公職選挙法（抄）、様式（政務活動費の交付を受ける議員（様式第1号）、政務活動費の交付を受ける議員の異動（様式第2号）、政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、収支報告書等修正届（様式第5号）、閲覧請求書（様式第6号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、政務活動費振込口座届（参考様式第6号）

#### (3) 政務活動費の支出等の状況

##### ア 令和元年度における政務活動費の支出の状況（令和2年6月30日現在）

項 目	金 額
政務活動費交付金額	146,700,000円
実支出金額	140,652,119円
政務活動費を充当した支出金額	134,247,935円
残余额（返還額）	12,452,065円

※ 実支出金額は、各議員の収支報告書に記載された支出合計の総額である（各議員別の状況は次の表のとおり）。なお、41名の議員のうち、年間交付金額360万円を超えて支出している議員は25名である。

令和元年度政務活動費収支状況総括表(議員別)

(50音順)

令和2年6月30日現在

NO	氏名	会派※	内訳	交付金額①	支出金額②	残余额 (返還額) ①-②
1	秋山時貞	共産党議員団	300,000円×11月	3,300,000	2,398,366	901,634
2	綾田福雄	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,225,485	1,374,515
3	有福哲二	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,626,529	0
4	石川豊	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,769,944	0
5	氏家孝志	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,686,986	0
6	大山一郎	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,718,435	0
7	岡野朱里子	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,703,843	0
8	尾崎道広	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,052,365	0
9	鏡原慎一郎	リベラル香川	300,000円×11月	3,300,000	2,841,041	458,959
10	香川芳文	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,619,477	0
11	檜昭二	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	2,945,142	654,858
12	鎌田守恭	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,753,563	0
13	木村篤史	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,540,607	59,393
14	黒島啓	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,262,373	337,627
15	五所野尾恭一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,068,508	0
16	斉藤勝範	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,600,862	0
17	佐伯明浩	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,753,219	0
18	白川和幸	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,640,553	0
19	十河直	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,204,452	0
20	高木英一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,095,230	504,770
21	高城宗幸	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,261,448	1,338,552
22	高田良徳	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,757,483	0
23	竹本敏信	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	4,600,300	0
24	谷久浩一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,694,538	0
25	辻村修	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,045,115	0
26	都築信行	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,851,232	1,748,768
27	西川昭吾	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,665,050	0
28	新田耕造	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,817,658	0
29	花崎光弘	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,337,606	262,394
30	平木享	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,032,212	567,788
31	広瀬良隆	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,784,226	1,815,774
32	米田晴彦	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,851,003	0
33	松岡里佳	無所属	300,000円×11月	3,300,000	1,605,543	1,694,457
34	松原哲也	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,838,154	0
35	松本公継	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,563,077	36,923
36	三野康祐	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,684,289	0

37	宮本欣貞	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,967,059	632,941
38	森裕行	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,910,197	0
39	山田正芳	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,735,607	0
40	山本悟史	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,606,054	0
41	山本直樹	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,537,288	62,712
計				146,700,000	140,652,119	12,452,065

(備考)

※ 議員の所属会派は令和2年3月31日現在のものです。また、会派欄中、「自民党香川県政会」は「自由民主党香川県政会」、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」、「公明党議員会」は「香川県議会公明党議員会」、「共産党議員団」は「日本共産党香川県議会議員団」を示します。

## 2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施し、その概要は次のとおりである。

### (1) 意見交換会会費

石川豊議員、木村篤史議員、谷久浩一議員及び平木享議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。  
ア 会費制でない会合等に、政務活動費を充てることの可否及びその理由について、次のとおり報告があった。

#### (ア) 可否

会費制でない会合等に対する支出は可と判断する。

#### (イ) 理由

- a 政務活動費交付条例の第2条第1項で、「政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するものとする。」とし、同条第2項で、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」と規定して、議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費や団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費に政務活動費を充てることを認めている。
- b 会費制でない会合等に対する支出については、それらの団体等との住民相談や意見交換等を行うに際して、政務活動費交付条例第2条第2項別表に定める経費として支出されたものに、政務活動費を充てることができる。

### (2) 会派共同政務活動費

自民党香川県政会及び自民党議員会の会派共同政務活動費について、政務活動費を充当した場合に議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。

#### 書類の範囲

香川県議会政務活動費交付条例第8条により、議員に、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書(収支報告書)に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類(領収書等)の写しを添えて提出することを義務付けている。

領収書等については、政務活動費マニュアル19ページで領収書等の写しを領収書等添付票に添付して提出するものとしている。

なお、提出書類については各経費共通である。

(3) 議員17名の交通費、宿泊費及び研修会参加費

綾田福雄議員、氏家孝志議員、岡野朱里子議員、鏡原慎一郎議員、木村篤史議員、黒島啓議員、佐伯明浩議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、谷久浩一議員、広瀬良隆議員、松岡里佳議員、松原哲也議員、松本公継議員、山田正芳議員及び山本直樹議員に係る、監査請求人が、詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費とする視察及び要望等の内容については、次の表のとおり報告があった。

また、岡野朱里子議員に係るものについては監査請求内容と異なり、金額は711,428円であることが確認された。

番号	議員名	政務活動費充当額(円)	旅行期間	視察及び要望等の内容
1	綾田福雄	30,980	平成31年4月10日～11日	場所：財務省 目的：要望 相手方：財務大臣秘書官 内容：県予算要望
2	氏家孝志	16,000		内容：番号3のためのパスポート代
3	氏家孝志	156,000	令和元年5月13日～16日	場所：タイ国バンコク 目的：1) バンスー中央駅開発プロジェクト視察。 2) 大使とのタイ産業・観光・外交等意見交換。 3) ジェトロバンコク意見交換。(フードクラシク及びサンフレッシュジャパンとの香川県農産物の取引等について)。
4	氏家孝志	102,000	令和元年8月5日～7日	場所：台湾 目的：台湾新北市との交流について調査研究。 内容：新北市地元区長表敬訪問、意見交換及び地元中学校等視察。
5	氏家孝志	244,990	令和元年10月20日～24日	場所：ミャンマー 目的：日本とミャンマーの人材交流等について調査研究。 内容：ミャンマー地元機関の視察及びそこでの意見交換。
6	氏家孝志	7,215		内容：海外用モバイルWiFiレンタル料。番号5の視察時に利用。
7	氏家孝志	12,150		内容：海外用モバイルWiFiレンタル料。 令和元年11月4日～11月9日のペルー日本人移住120周年記念行事等訪問時に利用。
8	氏家孝志	120,000	令和2年2月7日～9日	場所：台湾 内容：台北において、三三企業交流会、台湾日本関係協会、台湾交通部観光局、ランタンフェスティバルへ調査視察し、観光や貿易について調査した。
9	岡野朱里子	89,830	平成31年4月25日～26日	場所：横浜市 目的：全国経営研究会に出席。 内容：中小企業の活性化を目的として活動している日創経営研究会が主催する全国経営研究会に出席。 中小企業経営に関する事例発表、講演等を聴取。

10	岡野朱里子	60,380	令和元年 9月12日～ 14日	場所：東京都 目的：中小企業経営全国研修会出席。 内容：中小企業支援を目的に活動している(株)中小企業サポートネットワーク（略称スモールサン）が主催する全国研修会に出席。中小企業経営に関する事例発表、講演等を聴取。
11	岡野朱里子	20,000	令和元年 9月14日～ 15日	場所：高知市 目的：四国4県議会防衛議員連盟研修会出席。 内容：四国4県の防衛議員連盟と自衛隊との連携を深めるために合同で研修会を実施。協議及び日本の安全保障に関する講演会を聴取。
12	岡野朱里子	143,500	令和2年 2月7日～ 9日	番号8に同じ
13	岡野朱里子	74,752		内容：日創研香川経営研究会会費（2019.1.25～12.14） 日創研香川経営研究会は中小企業の活性化を目的として活動している日創経営研究会の地区組織。約100名の中小企業の経営者等が会員となり月に1度集まり経営について学んでいる。
14	岡野朱里子	100,756		内容：(株)中小企業サポートネットワーク会費（2018.10～2019.9） (株)中小企業サポートネットワーク（略称スモールサン）は中小企業支援を目的に活動している組織。
15	岡野朱里子	8,540		内容：(株)中小企業サポートネットワーク会費（2018.10～2019.9） 組織の説明は、番号14と同じ。
16	岡野朱里子	10,540	令和元年 9月3日	場所：東京都 内容：(株)中小企業サポートネットワーク開催SDGs勉強会参加費。SDGs（持続可能な開発目標）についての勉強会
17	岡野朱里子	110,880		内容：(株)中小企業サポートネットワーク会費（2019.10～2020.9） 組織の説明は、番号14と同じ。
18	岡野朱里子	75,250		内容：日創研香川経営研究会会費（2020.1～2020.12） 組織の説明は、番号13と同じ。
19	岡野朱里子	17,000		内容：日本B.P.W.香川クラブ年会費 日本B.P.W.香川クラブは、日本B.P.W.連合会の地方組織。日本B.P.W.連合会は、働く女性の利益促進、地位向上を図ることを目的としている団体。
20	鏡原慎一郎	10,000	令和元年 10月31日	場所：東かがわ市内沿岸 目的：讃岐地域ジオパーク構想に係る現地視察。 内容：船にて、東讃地域ジオサイトを視察。
21	鏡原慎一郎	38,400	令和2年 2月6日～ 7日	場所：東京都渋谷区 目的：県民ホールの改修、運営等についての調査研究。 内容：劇場、ホール等の運営等を手掛ける(有)空間創造研究所代表から意見聴取。
22	木村篤史	45,520	平成31年 4月25日～ 26日	場所：国会、東京事務所、都庁 目的：国会、東京事務所へ地元要望の調査、都庁、都民情報センターへ閲覧。 内容：国会、東京事務所へ地元要望の調査、都庁、都民情報センターへ閲覧。

23	木村篤史	6,500	令和元年 5月6日	場所：大阪府なんば周辺 目的：四国産農産物に関する市場調査。 内容：四国産農産物に関する市場調査。
24	木村篤史	32,848	令和元年 9月3日～ 5日	場所：東京都多摩市ほか、福井県産業会館 目的：東京都内の先進事例視察、県土木行政の参考とするためフクイ建設技術フェア視察。 内容：1) 環状交差点視察、交差点事故防止のための新しい交通方法。 2) スーパーマルヤス大森店視察。廃棄食材の賞味期限の解釈を超えて販売。 3) (株)ファクト視察、焼き肉店の次世代の若手育成について。 4) 福井県の優れた土木建築分野の技術や企業が紹介され、再生・保全、環境に配慮した取組等について視察。
25	木村篤史	52,360	令和元年 10月27日～ 28日	場所：北海道恵庭市 目的：自衛隊災害時支援・地元との交流について調査。 内容：自衛隊北恵庭駐屯地で災害対応時の行動や、射撃訓練一般開放等を通じた地元住民との交流等について調査、意見交換。
26	木村篤史	7,300	令和2年 1月10日	場所：広島市海員組合中四国支部 目的：船員税制に関する調査。 内容：船員税制に関する調査、意見交換。
27	木村篤史	7,400	令和2年 2月6日	場所：大阪市 目的：依存症に関する調査（ギャンブル）。 内容：依存症に関する調査（ギャンブル）。
28	黒島啓	47,200	令和2年 1月28日～ 29日	場所：福岡県 目的：福岡県立体育館へ視察に置き、香川県立体育館に向けた調査を行った。
29	黒島啓	143,500	令和2年 2月7日～ 9日	番号8に同じ
30	佐伯明浩	57,890	平成31年4 月26日～27 日	場所：東京都 目的：国土交通省及び民間企業等との勉強会。 内容：運輸関係（鉄道・航空、海事）についての勉強会。
31	佐伯明浩	159,000	令和元年 5月13日～ 16日	番号3に同じ
32	佐伯明浩	29,200	令和元年 6月21日～ 22日	場所：東京都 目的：経済活動等についての勉強会。 内容：国会、自由民主党総研で経済活動等についての勉強会を行った。
33	佐伯明浩	146,500	令和2年 2月7日～ 9日	番号8に同じ
34	佐伯明浩	67,290	令和2年 3月30日～ 4月1日	場所：佐賀県、熊本県 鹿児島県 目的：九州行政視察。 内容：佐賀県、熊本県 鹿児島県各県庁で危機管理対応、交流人口の拡大、県産品のブランド化等に係る調査及び現地視察。

35	佐伯明浩	40,105	令和元年 6月17日～ 18日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国会、ANA、国土交通省 内容：空港関係陳情。
36	佐伯明浩	39,800	令和元年 9月12日～ 13日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国土交通省、国会等 内容：スマートインター等陳情。
37	佐伯明浩	25,400	令和元年 9月27日～ 28日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国土交通省 内容：四国新幹線陳情。
38	佐伯明浩	41,340	令和元年 10月18日～ 19日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国土交通省、国会 内容：海運造船等関係陳情。
39	佐伯明浩	31,700	令和元年 10月21日～ 22日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国土交通省、総務省 内容：道路・交付税等陳情。
40	佐伯明浩	43,100	令和元年 11月1日～ 2日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国会、国土交通省 内容：河川・港湾陳情。
41	佐伯明浩	22,222	令和元年 12月10日～ 11日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国会、国土交通省 内容：四国新幹線、航空関係陳情。
42	佐伯明浩	22,522	令和2年 2月26日～ 27日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国会、ANA 内容：航空路線関係陳情。
43	高木英一	34,050	令和元年 10月1日～ 2日	研修期間：令和元年10月2日 場所：都市センターホテル 目的：斉藤健モーニングセミナー 内容：衆議院議員で元農林水産大臣の齋藤健氏の「日本人と改革」がメインテーマのセミナーを受講。
44	高木英一	151,160	令和2年 2月7日～ 9日	番号8に同じ
45	高田良徳	7,500	令和元年 6月2日～ 3日	場所：高槻市 目的：大阪北部地震その後の調査。 内容：大阪北部地震で被災した高槻市立寿栄小学校付近で地震のその後の調査を行う。
46	高田良徳	5,300	令和元年 8月2日～ 3日	場所：高知市（三翠園） 目的：自治体職員と働き方改革についての意見交換 内容：四国4県自治体職員と働き方改革について意見交換を行った。
47	高田良徳	26,760	令和元年 8月18日～ 21日	場所：名古屋市（ウインクあいち） 目的：全国自治体議員夏季研修会 内容：全国自治体議員夏季研修会。

48	高田良徳	16,480	令和元年 10月15日	場所：大阪市 目的：ものづくりに対する行政支援についての視察。 内容：大阪府内の中小企業の総合支援拠点であるものづくりビジネスセンター大阪でものづくりに対する行政支援についての視察を行った。
49	高田良徳	15,540	令和元年 12月1日	場所：大阪市 目的：地域資源を生かしたにぎわい作りについて調査。 内容：大阪歴史博物館等を視察。
50	竹本敏信	252,670	令和元年 10月16日～ 19日	場所：1) ロシア連邦沿海地方議会議長 2) ウラジオストク商工会議所会頭 3) 極東連邦大学 4) 在ウラジオストク日本国総領事 目的：国際交流 内容：1) ロシア連邦沿海地方議会訪問 2) ウラジオストク商工会議所訪問 3) 極東連邦大学訪問 4) 在ウラジオストク日本国総領事館訪問
51	竹本敏信	102,040	令和元年 12月19日～ 21日	場所：青森県十和田市 目的：全日農東日本研究集会出席。 内容：地球と農業経営を支える自然エネルギー力をテーマに、農業経営における自然エネルギーの利用の取り組みについて意見交換。
52	竹本敏信	11,800	令和元年 7月30日	場所：小豆島町 目的：小豆島町長への要望。 内容：小豆島町長への要望。
53	谷久浩一	20,050	平成31年 4月28日 ～29日	場所：大阪府 目的：スマート決裁のメリット・デメリット、再エネ等スマートシティの取り組みについての調査研究。 内容：スマート決裁のメリット・デメリット、再エネ等スマートシティの取り組みについての調査研究。
54	谷久浩一	7,600	令和元年 5月21日	場所：京都府 目的：町づくりデザインについて打ち合わせ。 内容：町づくりデザインについて打ち合わせ。
55	谷久浩一	24,690	令和元年 5月29日～ 30日	場所：国土交通省 目的：陳情等 内容：道路、港湾、鉄道関係陳情等
56	谷久浩一	19,940	令和元年 6月15日	場所：京都府 目的：まちのデザイン化についての調査研究。 内容：まちのデザイン化についての調査研究。
57	谷久浩一	49,380	令和元年 6月8日～ 9日	場所：東京都 目的：東京小豆島会 内容：会議出席。
58	谷久浩一	77,400	令和元年 7月21日～ 22日	場所：東京都 目的：地域活性化、産業支援に係る勉強会。 内容：地域活性化、産業支援に係る勉強会。
59	谷久浩一	7,060	令和元年 7月23日	場所：大阪府 目的：キャッシュレス化、再生エネルギー、ブロックチェーンについての打ち合わせ。 内容：キャッシュレス化、再生エネルギー、ブロックチェーンについての打ち合わせ。

60	谷久浩一	95,760	令和元年 7月18日	場所：東京都 目的：5Gに係る打ち合わせ、6Gに向けての調査。 内容：5Gに係る打ち合わせ、6Gに向けての調査。
61	谷久浩一	29,269	令和元年 8月20日	場所：東京都 目的：次世代通信のあり方調査。 内容：次世代通信のあり方調査。
62	谷久浩一	36,650	令和元年 12月8日～ 9日	場所：雲仙市 目的：長崎県雲仙市との交流。 内容：長崎県雲仙市との交流。
63	谷久浩一	27,880	令和元年 11月1日	場所：大阪府 目的：まちづくりデザイン、キャッシュレスについての調査。 内容：まちづくりデザイン、キャッシュレスについての調査。
64	谷久浩一	17,890	令和元年 12月23日～ 24日	場所：沖縄県 目的：観光、港湾施策についての調査。 内容：観光、港湾施策についての調査。
65	谷久浩一	15,200	令和元年 11月25日～ 26日	場所：東京都 目的：土庄町でのドローンを使った実証実験の打合せ。 内容：土庄町でのドローンを使った実証実験の打合せ。
66	谷久浩一	143,500	令和2年 2月7日～ 9日	番号8に同じ
67	谷久浩一	24,810	令和2年 2月21日	場所：京都府 目的：アートを利用したまちづくり全体イメージの研究調査。 内容：アートを利用したまちづくり全体イメージの研究調査。
68	広瀬良隆	29,900	令和元年 5月9日～ 10日	研修期間：令和元年5月9日、10日 場所：明治大学アカデミーホール（東京都千代田区） 目的：研究大会参加 内容：日本自治創造学会研究大会。
69	広瀬良隆	28,500	令和元年 5月28日～ 29日	研修期間：令和元年5月29日 場所：早稲田大学大隈記念タワー（東京都新宿区） 目的：セミナー受講 内容：早稲田大学環境総合研究センター×地方議員研究会共催セミナー「小さな地域の経済循環構築の実例」。
70	広瀬良隆	25,400	令和元年 7月23日～ 24日	研修期間：令和元年7月24日 場所：日経ホール（東京都千代田区） 目的：シンポジウム参加 内容：日経社会イノベーションフォーラム2019 水素エネルギー社会の実装とグローバル連携日本自治創造学会研究大会。
71	広瀬良隆	36,700	令和元年 10月24日～ 25日	研修期間：令和元年10月25日 場所：アットビジネスセンター池袋駅前別館（東京都豊島区） 目的：セミナー受講 内容：地方議員総合社会福祉研究所セミナー「地方議員のコンプライアンス 公職選挙法・政治資金の基礎知識」
72	広瀬良隆	33,100	令和元年 12月4日～ 5日	研修期間：令和元年12月5日 場所：品川グランドセントラルタワー3階THE GRAND HALL（東京都港区）

				目的：カンファレンス参加 内容：大学の約束2019 “2030年” への共創カンファレンス Part2～産学連携で取り組むSociety5.0を担う人材育成。
73	広瀬良隆	41,400	令和2年 2月21日～ 22日	研修期間：令和2年2月21日 場所：TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター（東京都中央区） 目的：研修会受講 内容：地方議会特別研修「SDGs（持続可能な開発目標）解説」、「SDGsカードゲーム体験」。
74	広瀬良隆	15,080	令和元年 12月20日	研修期間：令和元年12月20日 場所：大阪府立国際会議場（大阪府大阪市） 目的：シンポジウム・セミナー参加 内容：「治療と仕事の両立支援」シンポジウム／セミナー。
75	松岡里佳	5,000	令和元年 8月16日	研修期間：令和元年8月16日 場所：ルポール讃岐 目的：香川県政策研修会参加 内容：香川県の県、市、町議会議員が集まりそれぞれの議会における活動状況や地域課題を明らかにしながら討論、意見交換を行う。
76	松岡里佳	68,780	令和2年1 月27日～28 日	研修期間：令和2年1月27日～28日 場所：衆議院第二議員会館、大和証券株式会社（視察先） 目的：総会・研修会参加 内容：女性都道府県議会議員の会総会・研修会
77	松原哲也	158,600	令和元年 5月13日～ 16日	番号3に同じ
78	松原哲也	31,800	令和元年 7月22日～ 24日	場所：東京都特別区 目的：都市交通のあり方と有効利用の活用調査等 内容：都市交通のあり方と有効利用の活用調査等。
79	松原哲也	33,600	令和元0年 10月15日～ 17日	場所：横浜、川崎方面 目的：1) 商業施設等と観光産業との協調施策について。 2) ニュースパークにて読まれる広報誌の研究。 内容：1) 商業施設等と観光産業との協調施策について。 2) ニュースパークにて読まれる広報誌の研究。
80	松原哲也	33,700	令和元年 11月17日～ 19日	場所：東京都特別区 目的：アンテナショップを活用した地域振興を更に進めるための調査・研究 内容：首都圏のアンテナショップ等の運用状況視察。
81	松原哲也	37,060	令和元年 12月23日～ 24日	場所：沖縄県 目的：1) 定期便を活用したインバウンド推進等。 2) 観光振興をより高めるための調査 内容：1) 定期便を活用したインバウンド推進等。 2) 観光振興をより高めるための調査
82	松原哲也	61,370	令和2年3 月30日～4 月1日	番号34に同じ
83	松原哲也	8,800	平成31年 4月3日～ 4日	場所：東京都特別区 目的：陳情 相手方：県選出国会議員等 内容：防災・減災対策について政府と自治体間の連携体制に係る要望。

84	松原哲也	27,900	令和元年 8月26日～ 28日	場所：東京都特別区 目的：陳情 相手方：県選出国會議員等 内容：1) 高松東バイパスの三木IC以東への延伸について。 2) 高松空港のCATⅢ導入について。 3) 四国新幹線の整備計画格上げについて。
85	松原哲也	27,930	令和元年 9月13日～ 14日	場所：東京都特別区 目的：陳情 相手方：県選出国會議員等 内容：ため池等施設整備推進のための要望陳情。
86	松原哲也	13,650	令和元年 12月18日～ 20日	場所：東京都特別区 目的：陳情 相手方：県選出国會議員等 内容：社会資本整備総合交付金増額等財源確保に向けた要望・陳情。
87	松原哲也	8,100	令和2年 3月7日～ 8日	場所：東京都特別区 目的：陳情 相手方：県選出国會議員等 内容：学校ICT環境整備及び放課後児童クラブの受入拡大についての政府支援を要望。
88	松本公継	143,500	令和2年 2月7日～ 9日	番号8に同じ
89	松本公継	252,670	令和元年 10月16日～ 19日	番号50に同じ
90	山田正芳	252,670	令和元年 10月16日～ 19日	番号50に同じ
91	山本直樹	143,500	令和2年 2月7日～ 9日	番号8に同じ
92	山本直樹	25,000	令和元年 7月26日	研修期間：令和元年7月26日 場所：東京都特別区 目的：政務活動について。 内容：政務活動について。

#### (4) 議員16名の燃料費

石川豊議員、尾崎道広議員、鏡原慎一郎議員、香川芳文議員、木村篤史議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、十河直議員、高城宗幸議員、辻村修議員、都築信行議員、新田耕造議員、松原哲也議員、松本公継議員及び有福哲二議員に係る支払証明書の写し及び政務活動費走行台帳の写しの提出があった。

#### (5) 議員33名の人件費

秋山時貞議員、綾田福雄議員、石川豊議員、氏家孝志議員、大山一郎議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、谷久浩一議員、辻村修議員、西川昭吾議員、花崎光弘議員、平木享議員、米田晴

彦議員、松岡里佳議員、松原哲也議員、松本公継議員、三野康祐議員、森裕行議員、山田正芳議員、山本直樹議員及び有福哲二議員の政務活動補助職員に係る人件費について、雇用契約書の写し及び領収書の写しが提出され、次のとおり報告があった。

なお、山本直樹議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

ア 被雇用者が生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）に該当しないことの説明  
人件費については、生計を一にする親族を雇用した場合は充当不可としており、収支報告書の作成に当たっては、「政務活動費マニュアル」を配布するなど周知しているところであり、収支報告書提出時に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している。

イ 政務活動費での負担割合を2分の1超としている場合の実績の証明についての説明  
政務活動費を全額充当している、大山一郎議員、岡野朱里子議員、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員及び米田晴彦議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動に係る事務とすることが記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

秋山時貞議員及び樫昭二議員については、1名分の人件費を2分の1に按分し、各々の金額に政務活動費を充当しており、平成31年4月は、樫昭二議員が1名分全額を政務活動費で支出している。また、給与額については、政務活動補助事務に従事した時間を確認の上、算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて支払っていることが確認できた。

黒島啓議員については1名分全額を政務活動費で支出している。雇用契約書において業務内容を政務活動に係る事務とすることが記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

また、10分の8を充当している有福哲二議員からは、「政務活動補助事務のみとして雇用しており、10分の10とするべきところだが、政務活動以外の業務もたまに従事することも想定され、時間換算した場合、2割程度と判断したため、10分の8としている。」とする説明があった。

#### (6) 議員26名の広報費

秋山時貞議員、氏家孝志議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、鏡原慎一郎議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、都築信行議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、広瀬良隆議員、米田晴彦議員、松岡里佳議員、三野康祐議員、宮本欣貞議員、山本悟史議員及び山本直樹議員に係る広報誌等の現物及び領収書の写しの提出があり、その内容は次の表のとおりであった。

なお、岡野朱里子議員及び山本直樹議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

議員名	広報物	作成部数 (部)	作成費用 (円)	政務活動費 充当額(円)	配布方法	配布先
秋山時貞	県政報告No.1	35,000	242,352	242,352	郵送、直接	高松市内
	県政報告No.2	5,000	15,200	15,200		

	県政報告No.2データ作成費	—	8,800	8,800	県政報告データ作成費	
	秋山ときさだニュース	6,400	8,300	8,300	新聞折込	高松市内
	県政報告No.3	35,000	246,840	246,840	郵送、直接	
	秋山ときさだニュース	8,700	10,300	10,300	新聞折込	
氏家孝志	香川県議会議員氏家孝志	—	42,164	42,164	Webサイト更新料	
	県政報告令和2年新春号	1,500	26,100	26,100	郵送	琴平町、まんのう町内
	県政報告令和2年3月号印刷、区分け費	11,000	164,670	164,670		
	香川県議会議員氏家孝志	—	75,944	75,944	Webサイト更新料	
岡野朱里子	香川県議会議員岡野朱里子	—	240,840	120,420	HP年間管理料	
	県政報告デザイン、ポスティング	—	1,031,400	1,031,400	チラシデザイン料、ポスティング	
尾崎道広	県政報告	24,000	341,000	341,000	郵送	坂出市内
鏡原慎一郎	県議会レポート	16,000	572,165	572,165	郵送	東かがわ市内
	県議会レポートVol.2	15,000	575,465	575,465		
樫 昭二	議会報告No.40	35,000	242,352	242,352	郵送、直接	高松市内
鎌田守恭	県政通信2020年新春号	8,000	161,920	161,920	郵送	高松市内
木村篤史	議員活動報告書令和2年春一番号	30,000	363,000	363,000	郵送 ポスティング	さぬき市内
五所野尾恭一	議会報告No.19-8	8,000	408,240	408,240	ポスティング	まんのう町、琴平町内
	議会報告No.19-12	5,000	377,300	377,300		
	議会報告No.20-1	5,000	377,300	377,300		
	議会報告No.20-3	5,000	377,300	377,300		
斉藤勝範	県政報告令和2年新春号	2,000	66,000	66,000	郵送	三豊市内
佐伯明浩	県政報告	7,200	33,000	33,000	郵送	観音寺市内
白川和幸	県政だより第1号	10,000	267,840	267,840	郵送	三豊市内
	県政だより第2号	5,000	247,500	247,500		
十河 直	議会報告No.19-8	3,000	313,200	313,200	郵送	さぬき市内
	議会報告No.20-3	15,000	588,500	588,500		
高木英一	県政報告No.11会報誌印刷、会報誌発送用巻紙印刷、タウンプラス発送用内職費	29,000	701,800	701,800	郵送	高松市牟礼町、庵治町内

高田良徳	政策レポート2020年冬号	13,900	282,865	282,865	郵送	善通寺市内
竹本敏信	県政レポート2020新春	25,000	264,000	264,000	郵送、新聞折込	高松市内
都築信行	県政だより	10,000	231,000	231,000	直接、郵送	高松市内
	県政だより	13,000	281,600	281,600		
新田耕造	県議会報告2019-8号	4,400	380,160	380,160	郵送、新聞折込	多度津町内
	県議会報告2019-11号	4,400	387,200	387,200		
	県議会報告2020-1号	4,000	387,200	387,200		
	県議会報告2020-3号	10,000	602,250	602,250	郵送	
	香川県会議員新田耕造オフィシャルウェブサイト	—	32,940	32,940	ホームページサーバー更新	
花崎光弘	県政報告	7,750	66,000	66,000	郵送	東かがわ市内
	県議会報告20-3	7,000	329,450	329,450		
広瀬良隆	県民通信印刷、梱包費	8,000	334,800	334,800	ポスティング	高松市内
	公明党香川県議会議員ひろせ良隆	—	9,720	9,720	ホームページ更新	
		—	25,920	25,920		
—	3,300	3,300				
米田晴彦	HOT県通信16号	10,000	106,920	106,920	郵送	丸亀市内
	HOT県通信17号	25,000	264,000	264,000		
松岡里佳	県政通信「ともに」プレ創刊号	200	4,200	4,200	郵送	綾川町内
	県政通信「ともに」	10,300	122,771	122,771		
	県政通信「ともに」新春特別号	3,000	28,963	21,241		
三野康祐	県政報告ネットワークだより33号	7,200	243,432	243,432	郵送	高松市内
	県政報告ネットワークだより34号	10,000	213,840	213,840		
	県政報告ネットワークだより35号印刷、封入作業代	12,000	326,104	326,104		
宮本欣貞	議会報告20-1	2,000	341,000	341,000	ポスティング	高松市内
	議会報告20-3	1,000	329,450	329,450		
山本悟史	県政レポート2020年冬号、県政レポート2020年春号	155,700	1,110,188	1,110,188	ポスティング	高松市内
山本直樹	山本なおき通信2019年夏号	7,500	27,540	27,540	郵送	丸亀市内

山本なおき通信秋号	15,000	399,600	399,600	ポストイン グ、郵送
山本なおき通信秋号	15,000	407,000	407,000	

(7) 議員6名の事務所費

ア 尾崎道広議員の事務所費

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、事務所は2か所ある。電気料金のうち、電気料金の従量電灯B及び低圧電力の顧客番号は坂出市京町の事務所のものである。当該事務所は、政務活動の他に後援会活動も行っていることから、政務活動費は2分の1を充当している。

また、電気料金のうち、従量電灯Aの顧客番号は坂出市富士見町の自宅兼事務所のものである。1階を事務所、2階及び3階を住居として使用している。当該事務所は、政務活動のみ行っている事務所であるが、住居を兼ねていることから政務活動費は2分の1の充当としていると説明があった。

イ 鎌田守恭議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成26年4月1日、賃貸借の対象を1階の一部及び3階の1室の一部とし、賃料は1階の一部が月額45,500円、3階の1室の一部が月額64,000円とするものであり、使用目的については、「県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならない。」と規定されている。

また、光熱水費について、契約日を平成26年4月1日、料金の負担割合を1階が3分の1、3階が2分の1とする内容の契約が締結されている。

議員からは、「当該事務所に係る賃借料及び光熱水費については、政策事務所としての用に使用する部分、つまり、政策活動を行う事務所スペースとして使用する部分に係る金額を按分して算出している。」とする説明と併せて、賃借料及び光熱水費の全体支払額（政務活動費を充当していない部分を含むもの）の報告があった。また、賃料についても近隣の価格と比較しても適正であると説明があった。

ウ 谷久浩一議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成25年3月18日、賃料を月額65,000円とするものであった。

議員からは、「土庄町にも自己の会社の中に事務所があり、政務活動費に家賃を計上している当該事務所（所在 高松市）は、専ら政務活動を行うためのものであるため、事務所に係る経費は按分せず、政務活動費として計上している。」とする説明があった。

エ 辻村修議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成31年3月31日、賃料を月額150,000円とするものであり、使用目的については、「政務活動に係る事務所として使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所は、政務活動用事務室及び書類等の倉庫として賃借したもので、金額については近隣の相場からも適正であると考えている。」とする説明があった。

オ 西川昭吾議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成29年4月1日、賃料を月額200,000円とするものであり、使用目的については、「事務所店舗の目的にのみ使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所には補助職員を配置し、事務所であることの看板も設置しており、政務活動及び後援会活動等に使用している。近隣の相場に比べても安価であり適正なものと考えている。」とする説明があった。

カ 宮本欣貞議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成27年4月1日、賃料を月額100,000円とするものであり、使用目的については、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。

議員からは、「当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。」と説明があった。

(8) 議員21名の自動車リース料

綾田福雄議員、大山一郎議員、岡野朱里子議員、鏡原慎一郎議員、香川芳文議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、十河直議員、竹本敏信議員、谷久浩一議員、辻村修議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、平木亨議員、米田晴彦議員、松原哲也議員、松本公継議員、三野康祐議員及び山田正芳議員に係るリース契約書の写し等リース契約の内容を記載した書類の提出があった。

(9) 議員3名の書籍購入費

石川豊議員、森裕行議員及び山本直樹議員に係る、監査請求人が、政務活動との関連がないとする書籍購入費について、政務活動のためのものであることの説明が、次の表のとおり報告があった。

なお、石川豊議員及び山本直樹議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

番号	議員名	書籍名	政務活動のためのものであることの説明
1	石川 豊	人生の醍醐味	曾野綾子氏は小説家であるが、重要な保守論者であり、この著書では、人間の在り方について考察を繰り広げながら、様々な時事問題にも触れられており、議員として施策立案を考える際に有用な図書であると考え購入したものである。

2	石川 豊	知ってはいけない現代史の正体	馬淵陸夫氏は元駐ウクライナ兼モルドバ大使、元防衛大学校教授、吉備国際大学客員教授を歴任した知識人であり、書籍の内容が『「国際金融資本によって歴史はいかに都合よく捻じ曲げられてきたのか。対米戦争からさかのぼり、混迷する現在まで、教科書には書かれない真実の現代史。グローバリストに歪められた「偽りの歴史」を暴く』とされていたことから、議員として施策立案を考える際に有用な図書であると考え購入したものである。
3	石川 豊	政治を選ぶ力	橋下徹と三浦瑠麗という注目の論客による現在の政治問題についての対談であり、議員として施策立案を考える際に有用な図書であると考え購入したものである。
4	石川 豊	人間の本性	伊藤忠商事前会長、元中国大使で稀代の読書家でもある著者が、その豊富な人生経験から、コンピュータやAIは目まぐるしく進化している中で、それらをコントロールする人間の在り方について考察しており、情報化が主要な政策課題となっている中で、議員として施策立案を考える際に有用な図書であると考え購入したものである。
5	森 裕行	よくわかる日本の城 日本城郭検定公式参考書	歴史編と構造編の2部構成で、日本の城について詳細に解説した、日本城郭検定の公式参考書。県の文化財保護や学校における歴史教育などの政策立案に参考となるため購入した。特に丸亀城の石垣改修が主要な県政の課題の一つとなっていることから、参考になったと考えている。
6	森 裕行	江戸の家計簿	県の文化財保護や学校における歴史教育などの政策立案に参考となるため購入した。
7	森 裕行	内戦の日本古代史 邪馬台国から武士の誕生まで	古代国家はいかに建設され、中世社会はいかに胎動したのかという点について考察した書籍。古代から栄えた地である本県の文化財保護や学校における歴史教育などの政策立案に参考となるため購入した。
8	森 裕行	考古学	考古学より日本の歴史へのアプローチを目的とする学術専門誌であり、毎回、特集を組み、テーマごとに発掘された遺構、遺物の面から歴史を再構築あるいは文献史学を補強し、文化の様相、歴史的意義を明らかにしている。短文の論考が多く、理解しやすいように編集されている。考古学と史学の両面より理解していける。 県の文化財保護や学校における歴史教育などの政策立案に参考となるため購入した。
9	森 裕行	考古学ジャーナル	「考古学ジャーナル」はわが国唯一の考古学月刊誌であり、戦後急速な発展を遂げた考古学のすべてを網羅し、内容は論考、連載講座、トピックス、発掘報告、文献紹介、書評、博物館紹介など多岐にわたり、現況を知ることにより、現状の考古学について知ることができる。 県の文化財保護や学校における歴史教育などの政策立案に参考となるため購入した。
10	森 裕行	新版 日本人になった祖先たち—DNA が解明する多元的構造	DNA 人類学の第一人者による歴史考察であり、県の学校における歴史教育などの政策立案に参考となるため購入した。

11	森 裕行	老人兩名 江戸日本の 知られざる二重身分	江戸時代の身分制に関する新たな説が提唱されており、 県の学校における歴史教育や人権教育などの政策立案に 参考となるため購入した。
12	山本直樹	人をつくる読書術	元外務省主任分析官で著名な論客の著書であり、この著 書では読書の有用性とインターネットの危険性等につい ても考察されているということであったので、自らの政 策テーマに関係すると考え購入した。

#### (10) 議員2名のはがきの購入費

森裕行議員及び山本直樹議員に係る年賀はがき等の購入日、購入枚数、購入金額、購入目的、使用実績等及びその現物の提出並びに議員本人からの説明があった。

これによると、森議員ははがきを10,800枚、山本直樹議員ははがきを800枚県政報告用に購入したものである。

なお、山本直樹議員に係るものについては、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

#### (11) 岡野朱里子議員の県政報告会に係る会場費及び広報費

会場費及び広報費に係る領収書の写しの提出があった。

#### (12) 松原哲也議員の名刺代

現物、領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、該当する名刺は、政務活動のためにしか使用しない名刺である。

### 3 監査委員の判断

#### (1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、香川県では平成24年12月に香川県議会政務調査費交付条例を改正し、題名も香川県議会政務活動費交付条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を別表に掲げている。

もとより、議員の職責は広範なものであり、これに応じて政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、香川県議会では、平成25年3月に香川県議会改革検討委員会において、政務活動費の使途基準の具体的内容や考え方などを明らかにした政務活動費マニュアルを作成し、その後、平成29年2月に一部改正している。この政務活動費マニュアルは、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではなく、同マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると判断することはできない。

しかしながら、政務活動費マニュアルは、全ての会派の議員によって構成された香川県議会改革検討委員会でまとめられたものであって、「平成25年4月から交付される政務活動費について、その使途基準や手続き等の実務を定めたマニュアルの検討を行い、決定した。」とされており、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように、政務活動費マニュアルは、政務活動費交付条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それが政務活動費マニュアルの定めに適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられている。一方で、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、地方自治法、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

## (2) 個々の監査対象についての判断

### ア 意見交換会会費

#### (ア) 政務活動費の意見交換会会費への充当

##### a 意見交換会の意義

議員が、住民に対し県政に関する情報を報告・提供するとともに、住民からの意見・要望を聴取することは、議員の活動として当然のものであり、このことは否定されるべきものではない。むしろ、このような議員と住民との直接対話は、活発に行われるべきである。

また、議員と住民の意見交換は、議員が主催して意見交換会を開催するよりも、場合によっては、地元自治会等の様々な機会を活用する方が、多くの住民の出席が望め、幅広く地域に密着した生の声を聴取することも可能であり、それら様々な機会を活用して意見交換が行われることも否定することができない。

##### b 政務活動費を意見交換会会費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、会議費として「団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」が、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

したがって、意見交換会に係る経費について、会議費、研修費又は調査研究費として

政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

c 政務活動費を充当することのできない経費

政務活動費マニュアルによると、意見交換会に係る経費については、冠婚葬祭などの出席（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等）、宗教活動（檀家総代会、報恩講、宮参り等）、親睦会、レクリエーション等への参加のための経費などは、私的経費への支出であって、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされ、また、個人の立場で加入している団体などに対する会費等（町内会費、同窓会費、老人クラブ会費等）、飲食・会食を主目的とする各種会合や、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とはいえない場所での飲食、議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席、公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を越えた飲食への支出も、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされている。

(イ) 各議員の意見交換会会費の支出の適否

a 会費制でない意見交換会会費の支出の適否

地方自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されている。

したがって、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、充当可能な経費の範囲については、各地方公共団体の裁量に委ねられており、それぞれの団体の規模や地域の実情、議員の調査研究活動の実態等の諸事情を考慮して、条例で定めることが可能であると解することができる。

香川県では、地方自治法第100条第14項の規定を受け、政務活動費交付条例を制定するとともに、その具体的運用については、政務活動費マニュアルを作成している。

請求人は、会費が明確に設定されていない会合等（地元自治会や各種団体の会合やお祭り、趣味の会等）に「県政に関する意見交換会会費」等の名目で政務活動費を支出することは、全国の議会においても特異な支出であると主張するが、そもそも、政務活動費を充てることができる経費の範囲は各地方公共団体の条例で定められるものであり、地方公共団体間で取扱いが異なることもあり得る。

また、本県の政務活動費マニュアルにおいては、会費が明確に設定されていない会合に政務活動費を充当できないとはされておらず、議長の説明でも、会費制でない会合等に対する支出について、団体等との意見交換等を行うのに際して、政務活動費交付条例第2条第2項別表に定める経費として支出されたものに、政務活動費を充てることができるとしていることから、使途基準に違反しているとまではいえない。

さらに、本件支出については、全て、証拠書類として同条例で定める領収書等の写しが提出されていることから、手続は適正に行われており、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 個々の意見交換会会費の支出の適否

個々の意見交換会会費において不適切な支出があるか否かについては、その判断の前

提として、最高裁平成元年（行ツ）第68号平成2年6月5日判決に示すとおり、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきである。

本件住民監査請求に係る意見交換会会費のような種類のものの違法性又は不当性は、事柄の性質上、個別の支出ごとに判断するほかないと考えられることから、その監査請求においては、違法性又は不当性を推認させるに足ることを証する書面を添えて、個別的、具体的に摘示することを要するものというべきである。

請求人は、領収書発行者が私企業や、神社、宗教団体となっているもの、祭りの際の寄付と推認されるもの、同じ団体に何度も支出したり、数日の間に同一団体に再び支出したりしている例もあると主張するが、議員の調査研究活動の範囲は広く解されているところ、違法又は不当な支出があったことを推認させるだけの一般的、外形的な事実の存在を具体的に主張したとはいえない。また、広範多岐にわたる議員活動の中でなされる意見交換が、どのような内容であったかの報告を全議員が全て行うことは困難であり、法令等にもそのような定めはない。

したがって、請求人の主張は違法性又は不当性について具体性を欠いていることから、認めることはできない。

#### (ウ) 公職選挙法違反の判断

公職選挙法第199条の2第1項では、同項ただし書きに当たる場合を除き、公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとされ、同法第249条の2にはこれに違反した場合の罰則も定められている。

請求人は、香川県議会のこのような政務活動費支出のあり方を是認することは公職選挙法を骨抜きにし、本県の政治風土にとって極めて有害であるから、厳しい監査を求めて全額を否認すると主張するが、住民監査請求は、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為が対象であり、さらに当該行為の違法性又は不当性については請求人が書面により証することとされていることから、監査委員としては、意見交換会会費を支出した各議員の行為が公職選挙法の規定に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

#### イ 会派共同政務活動費

##### (ア) 政務活動費を会派共同政務活動費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、共同で実施するものを含むことが明記されている。その意味について、政務活動費マニュアルでは、議員と会派等が想定されるとし、政務活動費を会派共同調査費や議員連盟会費等に充当することを認めている。

##### (イ) 会派共同政務活動費の支出に係る報告の可否

請求人は、政務活動費を充てた会派共同政務活動費に係る政務活動の中身については、支出内容・調査内容ともに不明であると主張するが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならないという定めはなく、会派等からの報告がなくても不当であるとはいえない。

もっとも、自由民主党香川県政会共同政務活動費の会費は年額約3万2千円から約49万1千円、自由民主党議員会共同政務活動費の会費は年額60万5千円に及ぶのに、各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのは、その会費の支払のみであり、それがその後具体的にどのような使途に支出されたのかについては明らかにされないものであって、政務活動費の使途の透明性をも目的とする法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいえない面もあるものの（例えば、議員がこれらの会費に係るものとは別に調査研究活動を行った場合にはその支出に関する領収書等が添付されて使途が明確になるのに、同じ議員がこれらの会費に基づいて同様の調査研究活動を行った場合にはそれらの支出が明らかにならない。）、仙台高裁平成22年（行コ）第20号平成23年9月30日判決を参考にすれば、使途基準に合致しないとまではいえない。

#### （ウ） 会派共同政務活動費の支出の適否

地方公共団体の政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁平成20年（行ヒ）第386号平成21年12月17日判決を参考にすれば、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるため、執行機関と議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務活動費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

また、「政務調査費の返還請求を求める側においては、各会派又は各議員の提出した収支報告書のほかに自らが収集した資料をもって、個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを主張立証するほかないものと解するのが相当である」（大阪高裁平成23年（行コ）第96号平成24年1月31日判決）とされていることも参考にすれば、本件請求において、請求人は、会派への政務活動費の支出については、会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められないと主張するが、支出の違法性、不当性について確たる証拠を示したものとはいえない。

これらを総合的に判断すると、会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであって、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを明示しておらず、既に述べたとおり政務活動費の使途制限違反が明らかとうかがわれるとまではいえない。

よって、会派共同政務活動費の支出は、違法又は不当であるとまではいえない。

#### ウ 議員17名の交通費、宿泊費及び研修会参加費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う交通費、宿泊費及び研修会参加費に充当することの可否  
政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が、要請陳情費として「議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費」が、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費、研修費及び要請陳情費、事務費に係る具体的な支出費目として、「交通費」、「宿泊費」、「会費」及び「消耗品費」を掲げている。

したがって、視察や研修、要請・陳情活動に要した旅費等について、調査研究費や研修費、要請陳情費、事務費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 交通費、宿泊費及び研修会参加費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員17名に係る現地調査等についての視察目的や具体的内容等の説明について、資料の提出及び説明を求め、調査を行った。

その結果、前述2の(3)の表に掲げる番号2、番号3、番号4、番号5、番号6、番号7、番号8、番号9、番号10、番号11、番号12、番号13、番号14、番号15、番号16、番号17、番号18、番号19、番号20、番号21、番号22、番号23、番号24、番号25、番号26、番号27、番号28、番号29、番号30、番号31、番号32、番号33、番号34、番号43、番号44、番号45、番号46、番号47、番号48、番号49、番号50、番号51、番号52、番号53、番号54、番号55、番号56、番号57、番号58、番号59、番号60、番号61、番号62、番号63、番号64、番号65、番号66、番号67、番号68、番号69、番号70、番号71、番号72、番号73、番号74、番号75、番号76、番号77、番号78、番号79、番号80、番号81、番号82、番号88、番号89、番号90、番号91、番号92については、県の観光行政、経済行政、国際交流、交通行政、中小企業支援、文化振興、地域活性化、災害対策、情報化等に関係するものであり、番号1、番号35、番号36、番号37、番号38、番号39、番号40、番号41、番号42、番号55、番号83、番号84、番号85、番号86、番号87については、県の予算獲得や県政の課題解決のための中央省庁や県選出国會議員等に対する要請陳情活動であった。

なお、岡野朱里子議員のビジネスホテルの宿泊の件については、実際に、領収書には「室料」と記載されていることを確認し、また、議長を通じて説明を求めたところ、飲食代は含まれていないとの回答があったことから、政務活動費マニュアルに違反しているとは認められない。

また、政務活動費での海外視察については、政務活動費マニュアルに、充当するのに適さない例として、「私的用務による観光、レクリエーション、旅行」があげられているが、海外等の用務地についての制限の定めはなく、上記調査の結果により、その内容については、プロジェクト視察、同地の職員との意見交換、地方議会訪問等の活動であったことから、政務活動費マニュアルに違反するものとは認められない。

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がないことから、適法な政務活動費の支出とは認められないと主張するが、政務活動費交付条例及び政務活動費マニュアルにおいては、詳細な視察や調査の内容を報告することまで求められておらず、前述のとおり、これらの視察等は、議員が行う調査研究や研修に資するものであり、また、議員が行う要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費、宿泊費及び研修会参加費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

#### エ 議員16名の燃料費

##### (ア) 政務活動費を政務活動に伴う自家用車の燃料費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費及び広聴広報費の具体的な支出費目の一つとして「交通費」を掲げ、その内容には、自家用車を使用した際の燃料費の支出も含まれている。

したがって、自家用車を使用した際の燃料費について、政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

##### (イ) 燃料費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、燃料費への政務活動費の充当方法として、年間を通じて購入金額で積算する場合と走行距離で積算する場合を選択することになっており、後者の場合は、1km当たり37円を燃料費に充当することができるが、政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距離の記載が必要と明記され、参考様式が示されている。

本件住民監査請求の対象とされている議員16名については、全員、走行距離で積算する場合を選択のうえ燃料費に政務活動費を充当しており、監査委員は、議長に対し、当該議員16名に係る自家用車燃料費について、政務活動費走行台帳の写しの提出を求め、記載内容の調査を行った。

その結果、議員全員から月毎の走行台帳が提出され、当該走行台帳には、使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、本件は違法又は不当な支出であるとはいえない。

#### オ 議員33名の人件費

##### (ア) 政務活動補助職員の人件費

###### a 政務活動費を政務活動補助職員の人件費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、人件費として「議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、人件費の内容として、政務活動補助職員に対する給与、手当、社会保険料、賃金等を掲げている。

したがって、政務活動補助職員に対する給与等の人件費について、政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

b 政務活動補助職員の人件費の支出の適否

(a) 人件費の支出先（被雇用者）

政務活動費マニュアルにおいて、政務活動補助職員の人件費への政務活動費の充当については、生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）を雇用した場合は不可としている。また、雇用関係を明らかにするために雇用契約書が必要であるとしている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員33名に係る政務活動補助職員の人件費について、黒塗りされていない領収書の写し及び雇用契約書の写しの提出並びに被雇用者が生計を一にする親族に該当しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、白川和幸議員を除く32名の議員については、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者の名前が一致していることが確認された。なお、白川和幸議員は、人材派遣会社を利用して、職員が派遣されたことが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があった。さらに、議員と被雇用者の住所が同一である事案が1件あったが、該当議員からは、同一の住居表示に複数の住宅が存在しており、被雇用者は親族ではない旨の説明があり、住居表示が同一である事実は住宅地図により確認された。

請求人は、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず適法な支出と認められないと主張するが、以上により、全議員とも、被雇用者は生計を一にする親族に該当するとは認められず、雇用契約も締結しており、政務活動費マニュアルの用途基準に沿ったものといえる。

(b) 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

23名の議員（綾田福雄議員、石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、木村篤史議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、谷久浩一議員、辻村修議員、西川昭吾議員、花崎光弘議員、平木享議員、松岡里佳議員、松原哲也議員、松本公継議員、三野康祐議員、森裕行議員、山田正芳議員、山本直樹議員）に係る人件費並びに樫昭二議員の3名分のうち2名分の人件費に係る部分並びに黒島啓議員の2名分のうち1名分の人件費に係る部分については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。

請求人は、勤務実態を証明するものがなく不明であることから全額適法な支出と認められないと主張するが、政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めている。

したがって、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出であるとはい

えない。

(c) 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

6名の議員（大山一郎議員、岡野朱里子議員、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員、米田晴彦議員）に係る人件費及び黒島啓議員の2名分のうち1名分の人件費に係る部分については、全額に政務活動費を充当し、有福哲二議員に係る1名分の人件費については同負担割合を10分の8にしている。また、秋山時貞議員及び樫昭二議員は、1名分の人件費について按分した上、それぞれ政務活動費を2分の1ずつ充当している。ただし、秋山時貞議員の議員活動は5月からなので、4月分の人件費については、樫昭二議員がその全額を政務活動費で充当している。

政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りでない。」と明記されている。

このため、監査委員は、議長に対し、当該10名の議員について、それぞれその負担割合とすることについての実績の証明を求めたところ、秋山時貞議員及び樫昭二議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動の補助事務に限定しておらず、政務活動の補助事務以外の業務にも従事しているが、政務活動の補助事務に従事した時間をすべて記録した上で、その実績に基づいて給与額を算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて政務活動に係る給与を支払っていることが確認できた。

また、全額を充当している議員のうち樫昭二議員及び秋山時貞議員を除く7名の議員については、提出された雇用契約書の写しにおいて確認したところ、業務内容として政務活動の補助事務である旨が記載されていた。加えて、議長を通じて確認したところ、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないとの説明があった。さらに、有福哲二議員は、政務活動補助事務のみとして雇用しており、政務活動費での負担割合を10分の10とすべきところだが、政務活動以外の業務に突発的に従事することも想定されるので、その割合を、時間換算により2割程度と見込み、その割合を除いた率としている旨の説明があり、提出された有福哲二議員の雇用契約書の写しには、業務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことを確認した。

これらの説明は、政務活動の実績を証明するものとして必ずしも十分とはいえないものの、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かであることから、政務活動費の充当率の判断については、政務活動との関連性を最も熟知している議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、業務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記されている以上、明らかに使途基準に違反しているとはいえず、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出とまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

政務活動費交付条例第11条第3項では、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79条）第7条の非公開情報を除き、これを

閲覧に供するものとされている。これを受け、政務活動費収支報告書添付の領収証写し等については、香川県議会情報公開条例に基づく非公開情報をマスキングの上、閲覧に供している。

請求人は、人件費の支払先が非公開とされることにより、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされている違法なケースが少なからずあることが推認されると主張し、人件費の支払先の黒塗りの廃止を議会に求めるよう監査委員に求めているが、情報公開の範囲と、個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、住民監査請求において監査委員が判断する事項ではない。

#### カ 議員26名の広報費

##### (ア) 政務活動費を広報費に充当することの可否

- a 政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

議員の広報誌作成・印刷費等についても、広聴広報費のうちの広報費であり、政務活動費をその経費に充当すること自体は許容されている。

- b 名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決その他の判決を参考にすると、議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々を政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るといふ機能を有する面もあることは否定し難い。

しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り込まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。

したがって、専ら選挙活動や政党活動、後援会活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、支出された広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

##### (イ) 各議員の広報費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、広報の対象事項としている「県政に関する政策等」には議員の政策・理念、国政の課題などを含むとしている。また、政務活動費の充当について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするが、実績の証明ができる場合は、この限りでないとし、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は按分せずに充当できるとしている。

監査委員は、議長に対し、議員26名に係る広聴広報費で支出している広報誌、県政レポ

ートの現物の提出を求め、その内容を確認したところ、これら広報誌等には、各議員の政治理念や県政に関する活動報告、県の施策や課題などの記事が掲載されており、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであり、これまで断定できるものは認められなかった。

また、請求人が按分により支出すべきであると主張する顔写真やプロフィール、大書した名前の掲載については、すべての広報誌等において、大なり小なり見受けられたが、議員が広報誌等により議会活動、県政に関する施策等について広報活動を行う場合に、当該広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするため、相当な範囲で議員の氏名や顔写真等を掲載することは許されるものと解されるどころ、これらが掲載されていることのみをもって、その部分は政党活動、後援会活動、宣伝活動に該当するという請求人の主張は採用できない。

したがって、議員26名の広報費について、政務活動費を全額又は一部充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

#### キ 議員6名の事務所費

##### (ア) 政務活動費を事務所費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、これらの経費に係る具体的な支出費目として、「賃借料」及び「光熱水費等」を掲げている。

したがって、事務所の賃借料や光熱水費等について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

##### (イ) 事務所費の支出の適否

政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料、光熱水費、維持管理費について、政務活動に使用している実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とし、実績の証明ができる場合はこの限りでないとされている。また、自己又は生計を一にする親族が所有する不動産の賃借料については、政務活動費は支出できないとされているが、議会事務局から、この点については、収支報告書等提出時に確認しているとの説明があった。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている尾崎道広議員、鎌田守恭議員、谷久浩一議員、辻村修議員、西川昭吾議員及び宮本欣貞議員に係る事務所費について、賃貸借契約書の写しの提出及び政務活動費の負担割合が2分の1を超える場合はその実績の証明等についての説明を求め、調査を行った。

##### a 尾崎道広議員の事務所費（電気料金）

尾崎議員からは、事務所は2か所あり、2つの電気料金のうち、従量電灯Aの顧客番号は坂出市富士見町の自宅兼事務所のものであるとの説明があった。当該事務所は、政務活動のみ行っている事務所であるが、住居を兼ねているため政務活動費を2分の1の充当としている。

また、同議員からは、2つの電気料金のうち、従量電灯B及び低圧電力の顧客番号は坂出市京町の事務所のものであるとの説明があった。当該事務所は、政務活動の他に後

援会活動も行っていることから、政務活動費を2分の1の充当としている。

政務活動費マニュアルによると、住居を兼ねた建物を政務活動のための事務所としている場合、その事務所に係る光熱費(上下道料金は除く)は支出できるとなっていること、また、上記のとおり、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、一方で、複数の事務所を設けることについて制限してはいない。

以上のことから、同議員が複数の顧客番号の電気料金を支払っていることは、違法又は不当な支出であるといえない。

b 鎌田守恭議員の事務所費

鎌田守恭議員からは、事務所の賃借料及び光熱水費について、1階部分は後援会と管理会社で併用しており3分の1を政務活動費で充て、3階の1部屋は後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があり、このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、報告された事務所経費の支出金額の全体額と政務活動費充当額の実績からも、政務活動費を充当した割合が説明どおりであることが確認できた。さらに、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されている。

閲覧に供している領収書等添付票においては、按分している旨の記載がないことから、あたかも全額について政務活動費を充当しているように見えるが、実際には、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約し、その結果、全体としては2分の1以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

また、鎌田守恭議員からは、賃料については近隣の価格と比較しても適正であるとの説明があった。賃料については近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないとはとはいえない。

c 谷久浩一議員の事務所費

谷久浩一議員からは、事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当していることについて、政務活動費を充当している事務所は専ら政務活動を行うためのものであり、それ以外の活動は地元である土庄町の事務所で行っているため按分していないとの説明があった。

同議員は、小豆郡を選挙区としているが、政務活動に使用する事務所は高松市に所在し、選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいと、専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性がある。

以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいえず、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとはいえない。

d 辻村修議員の事務所費

辻村修議員からは、契約相手は親族の経営する法人で、政務活動用の事務室と書類等の倉庫を借りており、賃料については近隣の相場から適正な額であるとの説明があった。

さらに、雇用契約書の政務活動補助職員の就業場所と建物賃貸借契約書の事務所の住所  
地番が異なっていることについて、一つの敷地内に地番が複数あるため異なった表示地  
番になっているもので、同じ建物であるとの説明があった。

請求人は、同議員の事務所費について、事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の  
適正さについて疑問があると主張しているが、具体的な根拠を示しておらず、自らの見  
解を述べているに過ぎない。

事務所の使用実態については、雇用契約書の住所と建物賃貸借契約書の住所から、事  
務所において政務活動等に関連した事務が行われていると考えられる。また、賃料につ  
いては近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニユア  
ルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸借  
契約を締結していることから、適正でないといえない。なお、賃料の支払先は、  
同議員の親族が代表を務める会社であるが、政務活動費マニュアルにおいて、自己又は  
親族が役員等を務める法人が所有する不動産の賃借料に政務活動費を充当できないとは  
されていない。

また、政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料について、実績の把握が困難  
な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、同議員の事務  
所賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていること  
から、使途基準に反するものとはいえず、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであ  
るとはいえない。

e 西川昭吾議員の事務所費

西川昭吾議員からは、事務所には雇用している補助職員を配置し、事務所であること  
の看板も設置した上で、政務活動及び後援会活動に使用しており、賃料についても近隣  
の相場に比べて安価で適正な額であるとの説明があった。

請求人は、同議員の事務所費について、事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の  
適正さについて疑問があると主張しているが、具体的な根拠を示しておらず、自らの見  
解を述べているに過ぎない。

事務所の使用実態については、補助職員の雇用契約書の就業場所と事務所所在地は一  
致しており、事務所において政務活動等に関する事務が行われていると考えられる。ま  
た、賃料については、近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務  
活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が  
合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないといえない。

また、政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料について、実績の把握が困難  
な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、同議員の事務  
所賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていること  
から、使途基準に反するものとはいえず、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであ  
るとはいえない。

f 宮本欣貞議員の事務所費

宮本欣貞議員は事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当しているが、このことにつ  
いて、同議員から当該事務所は政務活動を行うために賃借したもので、実態として政務  
活動用務だけに使用していることから全額を計上しているとの説明があり、事務所の賃

貸借契約書においても使用目的として政務活動に係る事務所として使用すると明記されていることを確認した。

また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという同議員の説明は一定の合理性を有しているといえる。

以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいえず、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

#### ク 議員21名の自動車リース料

##### (ア) 政務活動費を自動車リース料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な支出費目の一つとして、「リース料」を掲げ、自動車リース料について年間60万円を上限にリース料の2分の1以内を充当することを可能としている。

したがって、自動車リース料に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

##### (イ) 自動車リース料の支出の適否

請求人は、自家用自動車のリース料については、これまでも必要以上に高級な車両をリースして多額のリース料を政務活動費から支出していることに対する批判や、「リース期間終了後または途中で、有償、無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」としている規定の実効性への疑問が呈されてきたところであると、主張している。

確かに、政務活動費マニュアルによると、自動車リース料については、リース期間終了後又は途中で、有償、無償に関わらず、所有権移転しない場合に限るとされている。

この点について、監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている21名に係る自動車リース料に関して、契約書、約款等の写しの提出及び自動車の所有権を移転しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、7名の議員が契約書等の条文に契約期間終了後、自動車を返還するとされていることになっていた。また、1名の議員がクローズドエンド契約（契約満了に伴いリース会社が自動車を引揚げるもの）となっていた。残る13名の議員は、文書での返還に関する規定等は確認することができなかったが、議長を通じて再確認したところ、契約期間満了後に自動車は返還する旨の説明があった。

こうしたことから、リース料の支出対象となっている自動車は、所有権移転しないものであり、政務活動費マニュアルに違反していないと考えられることから、当該リース料の支出は違法又は不当なものであるとはいえない。

なお、請求人は、議長であった大山一郎議員について、平成31年4月30日から令和2年3月31日までの期間中の193日間、公用車で送迎されており、政務活動費からの自動車リース料の支出が不当であることが特に明白であると主張しているが、公用車は議長としての公務の遂行に当たって使用されるもので、当該議員個人の政務活動に使用してはならな

いことは明らかであり、議長であっても議員個人としての政務活動を行うことを考えれば、そのための自動車リース料の支出が否定されるものではない。

したがって、請求人の主張は採用できない。

#### ケ 議員3名の書籍購入費

##### (ア) 政務活動費を書籍購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、資料購入費として「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費」が明記されている。

したがって、書籍購入費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

##### (イ) 書籍購入費の支出の適否

政務活動費マニュアルでは、「書籍等の購入については、政務活動のために購入したものであり、当該書籍が政務活動に密接に関連する分野であることが必要」、「趣味、福利厚生を目的とした図書購入は不可」とされている。

監査委員は、議長に対し、石川豊議員、森裕行議員及び山本直樹議員に係る書籍購入費について、政務活動のためのものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、前述2の(9)の表に掲げるとおり、いずれも歴史、情報化、考古学等に関する書籍を購入したものであることが認められた。

請求人は、県政に関連のない書籍代への政務活動費支出は認められないと主張するが、議員には広範にわたる問題への対応が要求され、その活動は多岐にわたり、その一環としての議員活動をする上で、どのような図書や資料を必要とするかの判断については、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

本件書籍購入について判断すると、これらの書籍は、一概に議員の調査研究活動と無関係であるとまではいえず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範な裁量にも鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとは認められず、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

#### コ 森裕行議員のはがきの購入費

##### (ア) 政務活動費をはがきの購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。さらに、政務活動費マニュアルにおいては、広聴広報費の具体的な支出費目である文書通信費の内容として送料（郵送料等）が明記され、「県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は、按分せずに充当できる」とされている。

したがって、はがきの購入費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

##### (イ) はがきの購入費の支出の適否

請求人は、森裕行議員のはがき購入費について、時期から考えて年賀状と考えられ、適

切な支出とは認められないと主張している。

確かに、政務活動費マニュアルには、政務活動費を充当するのに適しない経費として、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費が例示されている。特に、購入したはがきが年賀はがきであれば、一般的に、その用途は正月の時候の挨拶である年賀状を送るためのものと考えられ、その購入又は印刷が政務活動と合理的関連性を持つとは想定しにくい面はあるものの、郵送手段として年賀はがきを用いて県政報告等を行うことはできないとまではいえない。

また、年始の挨拶のほか議員の活動状況など市政報告に関連する記載があるものと、年始の挨拶のほか専ら議員の後援会の行事予定や他の政治家の選挙活動への応援について記載されているものの2種類の年賀はがきの購入費のうち、後者については使途基準に違反する支出であるとした大阪地裁平成22年（行ウ）第27号平成26年3月26日判決を参考にすれば、本件の支出の適否は、記載内容を確認の上、判断することが妥当であると考えられる。

監査委員は、議長に対し、森裕行議員のはがき購入費について、送付したはがきの現物の提出と政務活動のための経費であることについて説明を求め、調査を行った。

調査の結果、購入したはがきは年賀はがきであるが、内容は支持者への県政ニュースとして送ったものであり、見てもらえる確率の高い1月1日に確実に届けるため年賀はがきを使用したとの説明があった。

現物を確認したところ、題名は「森ひろゆきニュース」となっており、内容は議会活動の報告といえることから、はがきの購入費については、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

#### サ 岡野朱里子議員の県政報告会に係る会場費及び広報費

##### (ア) 政務活動費を議員が行う県政報告会に係る会場費及び広報費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、広聴広報費に係る具体的な支出費目として、「会場費・機材借上費」及び「広報誌・報告書等印刷費」を掲げている。

したがって、議員が行う県政報告会に係る会場費等の経費及び広報費に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

##### (イ) 前年度に費用発生した費用を元年度に支出したことの適否

請求人は、岡野朱里子議員の県政報告会会場費及び県政報告等作成費について、通信費などで前年度使用分が翌月払いになることはありうるが、このような多額の前年度支出分を翌年度に計上することは、年額360万円という政務活動費の規定を逸脱するものと主張している。

監査委員は、この点について議長に対し、説明を求めたところ、議長によると、政務活動費マニュアルには、対象を費用発生時の年度に限るような記載はなく、一方で、明文の規定はないものの、領収書の添付を求めていることから、従来から、政務活動等の時期に関わらず、支払い完了日（領収書で確認できる日）が属する年度を対象として取り扱って

きたとの説明があった。

岡野議員の領収書を調査したところ、いずれも、令和元年度に支払いを完了したことが確認できた。

したがって、前年度に発生した費用を、令和元年度に支出したことは、これまでの県議会の政務活動費の取扱いに違反したのではなく、不適切な支出であるとまではいえない。

#### シ 松原哲也議員の名刺代

##### (ア) 政務活動費を名刺代に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な支出費目は文書通信費、備品費、修繕費、リース料及び消耗品費とされ、その中で、「名刺は、視察、調査、会議、要請陳情を行うのに不可欠なものであり、政党名の記載がなく、議員個人名の場合は充当可」とされている。

したがって、名刺代として事務費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

##### (イ) 名刺代の支出の適否

監査委員は、議長に対し、松原哲也議員の名刺代について、名刺の現物の提出を求め、内容を確認した。

その結果、表面には「香川県議会議員 松原哲也」とあり、裏面には後援会事務所、自宅及び県議会事務局（会派控室）の連絡先住所が記載され、政党名の記載はなく、明らかに使途基準に違反している内容は認められなかったものの、福岡地裁平成19年（行ウ）第70号平成25年11月18日判決を参考にすれば、名刺は一般的な用途に使用されるものであり、特に政務活動に有益であるとの事情もないので、政務活動に限らず通常の議員活動にも使用されることが推認され、当該名刺の作成費用には目的外支出が混在しているとも考えられる。

しかしながら、同議員の名刺代に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、政務活動費マニュアルでも、事務費の消耗品費について、使用実績の把握が困難な場合は、政務活動費の負担割合を2分の1にするとされていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、支出先は本人が代表取締役を務める会社であり、7,000枚制作したのかどうか疑問をいだかざるを得ず、実際に制作されたとしても、政務活動に3,500枚も使用するとは考えられないと主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

当該名刺代の支出については、金額が著しく高額であるなどの不当な取引とする要素は見当たらず、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、名刺代に限らず、物品等の購入先を制限する定めはない。

したがって、当該名刺代への政務活動費の充当は、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

## 第6 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、現在の社会通念を踏まえながら、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費に対しては、全国的に住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に努めることが求められており、多くの都道府県等議会では、政務活動費の支出について運用指針の改正などの見直しが行われている。

本県においては、政務活動費について、平成27年度から今回含め、これまで7回の住民監査請求があり、うち1件は住民訴訟に至り、現在も高等裁判所で係争中である。このような中、過去6回の住民監査請求の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べたところであるが、これまでのところ改善が進んでいるとはいえ、また、今回においても監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望するとともに、可能なものから迅速に対応されるよう期待するものである。

#### 1 政務活動費マニュアルの精緻化

各議員が政務活動費交付条例で定める使途基準を遵守する必要があることはいままでもないが、適正な支出が図られるよう、政務活動費の使途判断の拠りどころとなる政務活動費マニュアルについて、より詳細かつ具体的な使途基準の明示や、実績の証明を必要とする経費に係る証明書類の具体化など、その精緻化に向け、現在係争中の裁判の結果を待つことなく、早急に改訂を行い、周知徹底を図られたい。

#### 2 会派からの収支報告の検討

議員から会派等への会費による支出については、支払を証明する領収書の写しを添付してその旨を報告すれば足りるとされているが、一方で、地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できることになっており、仮に、会派に政務活動費が交付され、会派が直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められることから、それとの均衡にも配慮し、会派の収支報告書等の提出について前向きに検討するなど、透明性の確保に努められたい。

#### 3 的確な審査、適正な運用

議員は、政務活動費について、収支に係る会計帳簿の調製、領収書等の整理及びこれらの保存が義務付けられており、議長においては、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルに定められた使途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期すとともに、例えば、自動車リースについて、所有権移転しないことを契約書において明文化するなど県民の信頼が確保されるよう適正な運用に努められたい。

#### 4 さらに透明性の確保と効率的・効果的な支出

政務活動費の使途の透明性の確保については、既に全ての支出に係る領収書等の写しの添付を義務付けるなどの措置が講じられているが、住民監査請求において違法又は不当とする理由は依然として、支出の目的や内容、支出先等が不明であるとしていることに鑑みると、全国的な動向等を踏まえ、視察や研修に係る報告書等の提出や、政務活動費の使途を裏付ける領収書等を議会のホームページで公表するなど情報公開を推進し、さらなる透明性の確保に努めるとともに、政務活動費が使途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層努められたい。